1. 議事日程(令和2年第2回北広島町議会定例会)

令和2年6月10日 午前10時開議 於 議 場

日程第1 一般質問

一般質問

《参考》

梅尾泰文 ①年金制度はどうなるか

②住民税(町県民税)は住んでいなくても払うの

財務書類から見える北広島町の財政状況と活用策を問う 大 林 正 行

持続可能な体制の構築を(その2) 服 部 泰 征

感染症対策の「新しい生活様式の定着」への対応 中 節 雄 田

山形 しのぶ 休業明けの学校教育について問う

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 濱田芳晴 2番 美 濃 孝 3番 真 倉 和 之 4番 湊 俊 文 5番 敷 本 弘 美 6番 森 脇 誠 悟 9番 亀 8番 山 形 しのぶ 岡 純 一 尾泰 文 10番 梅 12番 服部泰征 13番 伊 藤 淳 14番中田節 雄 之

大 林 正 行 15番 16番 宮 本 裕

3. 欠席議員は次のとおりである。

な L

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 教育長 田庄策 長 箕 野博 司 副町長 中 原 健 池 芸北支所長 清 見 宣 正 大朝支所長 下 秀 豊平支所長 細 川敏 樹 竹 樹 危機管理課長 野 上正宏 総務課長 畑 法 財政政策課長 植 香 田正 田優 管財課長 下 雅 史 まちづくり推進課長 矢 部 芳 彦 高 沼 田真 路 税務課長 町民課長 槇 原 ナギサ 福祉課長 芥 川智 成 保健課長 迫 井 一 深 農林課長 川克 建設課長 宮 地 弥 樹 商工観光課長 中 也 Ш 手 秀 則 上下水道課長 砂 田寿紀 消防長 日 田靖成 学校教育課長 植田伸二 曹 生涯学習課長 西 村 会計管理者 畑 田 朱 美

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 坂 本 伸 次 議会事務局 小 川 友里江

~~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

○議長(宮本裕之) おはようございます。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第1 一般質問

- ○議長(宮本裕之) 日程第1、一般質問を行います。質問時間は30分以内とします。また、答 弁においても簡潔に行っていただくようお願いしておきます。質問の通告を受けておりますの で、登壇して、マイクを正面に向けて、一般質問を行ってください。10番、梅尾議員の発言を許します。
- ○10番(梅尾泰文) おはようございます。10番、梅尾泰文でございます。新型コロナウイル スの感染拡大が少し落ち着いて、子どもたちも6月から学校に通い始めて、給食も出していた だいているというふうにお聞きをしております。このまま終息となるように期待をするもので あります。マスクを着用のまま発言をさせていただきます。聞こえにくいというふうになって もいけませんので、できるだけ大きな声ではっきりと発言したいというふうに思います。それ では、年金制度はどうなるのかというタイトルが1点目でございますけれども、まず、老後の 安心と安定を確保するための国民年金法が施行されて、1959年でございますけれども、そ れから約60年が経過をいたします。当初の年金の掛金は、年齢によってでありますけれども、 月が100円であったり150円という金額からスタートしてまいりました。年金に関わって は、これまでいろいろなことがあったと思います。1997年には年金の一元化、その10年 後には5100万件の納付記録の漏れ、あるいは個人データが宙に浮いているなど、社会保険 庁との信頼関係は修復できていないところまで来ていた時期もあります。そして、年金受給者 も2017年10月から掛け年数が、これまでは25年以上ないと年金を受給することができ なかったということでありますけれども、それが10年以上掛けていれば、掛けた年数に応じ てでありますけれども、年金が受給できるようになったということであります。そこで、年金 の納付率も多分そういうふうな状況からすると上がってきているだろなというふうに思います ので、まず、納付率、2016、2017、2018年の3年ぐらいで結構ですから、数字を いただきたいというふうに思います。
- ○議長(宮本裕之) 町民課長。
- 〇町民課長(槇原ナギサ) 加入年数だけが要因とは言えませんが、厚生年金保険・国民年金事業

の年報によりますと、2016年から2017年を比較すると1.3%、2017年から20 18年では1.8%上昇しているようです。年で言えば、28年度が65%、29年度が66. 3%、30年度が68.1%となっております。

- ○議長(宮本裕之) 梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) 納付率が、もちろん免除あるいは納付猶予というのもありますから、どの ぐらいが免除であったり猶予であったりというのが、ないのかということはあるかもしれませ んが、確かに納付率は僅かではあるが上がっているということは言えるんですけども、どのあ たりが本当に健全な納付率、例えば75%、免除と猶予を除いたらそのぐらいが通常納付率の 基準というか、希望のところだなというふうになるのかなというふうに思いますが、いかがで すか。
- ○議長(宮本裕之) 答弁を求めます。町民課長。
- ○町民課長(槇原ナギサ) 申し訳ございません。すぐに回答できなくて、今把握しておりません ので、後ほど答弁させていただきます。すみません。
- ○議長(宮本裕之) 梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) それでは、これまで国民年金の納付漏れ、あるいは厚生年金の宙に浮いた データというのがありましたけれども、今は国民年金のことだけお聞きをしますけれども、北 広島町では現在、納付記録等を、宙に浮いた、あるいはデータがまだ合致してないよと、掛け た人の記録が給付にくっ付いてないよというのがあればお聞きをしたいと思いますし、件数も お聞きします。
- ○議長(宮本裕之) 町民課長。
- ○町民課長(槇原ナギサ) 年金事務所によりますと、市町村ごとに取りまとめた数字はないとの 回答でした。平成29年3月時点で、先ほどもおっしゃられた約5095万件の持ち主不明の 年金記録に関して、未だ約1951万件が残っております。
- ○議長(宮本裕之) 梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) まだ1951万件の記録が残っているということですが、これは多分厚生 年金のデータだろうかなというふうに思いますが、国民年金はそういうことがあるのかないの か、そこのところのちょっと把握ができてるかどうかお聞きします。
- ○議長(宮本裕之) 町民課長。
- ○町民課長(槇原ナギサ) そこの数字につきましては、こちらで取りまとめていないので把握はできておりませんけれども、持ち主不明記録、未登簿記録については、従来年金記録、それぞれの制度ごとに設定された年金手帳番号の番号により管理していたものが、平成9年からすべての記録を一つの基礎年金番号で管理するという導入されたことで、従来の年金手帳番号の記録を順次基礎年金番号に結び付けてきて、18年の時点で基礎年金番号と統合されていない年金番号が存在するということが明らかになったことからです。
- ○議長(宮本裕之) 梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) しっかりと把握をしておられるということになり切っていないという印象 は受けますが、そうはいっても、実際に事務をしているのが社会保険庁であるから、そこに聞いてやり取りをするということなんで、ある程度の部分はそういうことはあるかもしれませんが、もう少し明確なご答弁がいただきたいというふうに思います。次に進みますけども、現在、国民年金の1か月の掛金と被保険者数と納付率と未納率を、国、県、町ごとにお聞きをいたし

ます。

- ○議長(宮本裕之) 町民課長。
- ○町民課長(槇原ナギサ) 令和2年度の保険料は月額1万6540円です。被保険者数と納付率と未納率は、国では被保険者数1471万625人、納付率68.12%、未納率31.88%、県では被保険者数29万247人、納付率72.51%、未納率27.49%、北広島町では被保険者数1620人、納付率76.2%、未納率23.8%です。
- ○議長(宮本裕之) 梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) 数字を述べていただきました。まず、町の関係で言いますと、被保険者数が1620、未納率が23.80、納付率が76.20ということで100%になるんですけども、まだ未納の方が23.8%とありますが、この23.8%の中の未納というのは、免除あるいは猶予という数字が入っているのか入っていないのか、それは外した分で100%になるのかということをお聞きします。
- ○議長(宮本裕之) 町民課長。
- ○町民課長(槇原ナギサ) この中には入っておりません。
- ○議長(宮本裕之) 梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) いずれにも入らずに100%の数字が未納と納付率ということで表されて いるということですね。まだまだ未納というのがあるわけでありますから、いくら10年ほど 掛けたら年金の給付が受けられるよという制度になったにしても、23.何%であるというふ うに思いませんけども、年金を受給できるということのまた保証がないということも当然あり 得ると。そのことがずっと続けばどういう現象につながるかというと、多分ご存じになってい ると思いますけども、やっぱり生活保護世帯に移行していくということに当然なるんだろうと いうふうに思うんですね。ということは、やはり納付をしていくための努力を、いかに行政側 も被保険者の側もしていくということが必要だろうというふうに思います。まず、ちまたでど ういうふうな意見があるかというのをご紹介しますけれども、国民年金の掛金を真面目に全額、 すべて納めてもなかなか年金の給付額、受給額に、金額が決まっておりますから、その収入に よって生活するのは大変しんどいと。私ら国民年金じゃけ年金額が少ないんよというふうに言 われております。言われたとおりに納めてそれであります。そこで、現在、国民年金というシ ステムは付加年金というのもありますし、年金基金というのもあるというふうに、マスコミ等 でも、あるいは社会保険庁でも、ラジオ、テレビでも言っておりますけども、その状況を、現 在、付加年金や年金基金の、制度の説明も欲しいわけでありますけども、それと、何人ぐらい 入っておられて、それはパーセント的にどのぐらいなのかというのをお聞きをしてみたいと思 います。
- ○議長(宮本裕之) 町民課長。
- ○町民課長(槇原ナギサ) 国民年金の保険料は定額ですが、このほかに月額400円の付加保険料を納めると老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。この付加保険料を納めることができるのは、農業、自営業などの国民年金の第1号被保険者に限り、国民年金基金に加入されている方は付加年金制度に加入できません。国民年金基金は、会社員などの方との年金額の差を解消するために創設された国民年金法の規定に基づく公的な年金であり、国民年金とセットで自営業者など国民年金の第1号被保険者の老後の所得保障の役割を担うものです。現在加入されている方とパーセントでは、国では付加保険料納付者71万9626人、付加年金加入率8.

4%、国民年金基金加入者36万3530人、県では付加保険料納付者1万5504人、付加年金加入率9.1%、国民年金基金加入者3120人、北広島町では付加保険料納付者96人、付加年金加入率9.5%、国民年金基金加入者56人です。

- ○議長(宮本裕之) 梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) 付加年金、通常の年金の上に月に400円ほど多く掛けるというのが付加年金なんだそうでありますけども、それが96人しか入っておられない。パーセントで9.5%。それから、国民年金基金というのはそれぞれの生活を見ながら自分で掛けられる金額を選択をして掛けるということでありますけども、その加入者が56人。今、数字的にパーセントは出ませんでしたけども、国民年金基金の加入者のパーセントは、町で言うたら6.3%というふうに事前にお聞きをしております。この数字を見たときに、付加年金が96人、9%、年金基金が56人、6.3%。これは当然、国の制度としてあるわけですから、これをもっと啓発をしていく、加入者を増やしていくという必要が、当然、国の施策ですから、あるんですけども、このパーセントは非常に少ないと思いますが、どのように判断しておられますか。そしてまた、啓発の方法はいかにしておられますか。
- ○議長(宮本裕之) 町民課長。
- ○町民課長(槇原ナギサ) 啓発については、ポスター掲示や窓口の資料配布、年金相談時に制度 紹介を実施されております。また、日本年金機構においては、ホームページを充実させ、制度 概要をはじめ各種案内をされております。本町では、広報きたひろしまにおいて、国民年金保 険料を免除する制度、学生納付特例制度などを案内しております。
- ○議長(宮本裕之) 梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) 二十歳になって年金に入るという資格が生じるわけであります。国民年金の場合でありますけども、そのときに、窓口に来られるのか、どういう方法で被保険者になるのかというのは分かりませんが、いずれにしても、付加年金があります、あるいは基金がありますということが私は被保険者に伝えられてないと思います。通常の1万6,540円月々納めてくださいねということは言いますけども、付加年金400円増ですよ、あるいは基金もありますよということは言えてない。1万6540円が随分掛けるほうからすれば高いですから、掛けるときには少なく掛けてもらうときに多くもらいたいというのは誰もありますが、やはり制度をしっかりと啓発をしていき、その中で選択をするということでありますが、この9%、6%とかいうのは、あまりにも制度自体を十分理解して発信していないと私は感じておるわけですが、いかがですか。
- ○議長(宮本裕之) 町民課長。
- ○町民課長(槇原ナギサ) それにつきましては、年金事務所と連携を取りながら、制度及び制度 改正について町民の方に分かりやすい啓発を行っていきたいと考えます。
- ○議長(宮本裕之) 梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) しっかりとやはり制度を理解をしてもらって、年齢が来たときに十分年金 額として受け取れる、そして、その間納付をする保険料についてはすべて税金の控除対象にも、 所得税も住民税もなるわけですから、その辺のところをしっかりと啓発をしていくということ が必要だろうというふうに思っています。それと今、先ほど数字をいただいた付加年金と基金 の関係でありますけども、この度の行政報告の中の資料編に、国民年金の1号被保険者、ある いは任意被保険者、3号被保険者等の数字が載っていますが、今、課長がおっしゃった数字と

つながらない。例えば任意加入者にしてみれば、行政報告では13人なんですよ。違いますか。 ですからね、1号被保険者の数、任意被保険者の数、3号被保険者の数というふうに行政報告 には載っていますが、今お答えをいただいた分のいくつかをつなぎ合わせたときに、数字に乖 離というか、差異があるんですが、ご存じですか。

- ○議長(宮本裕之) 町民課長。
- ○町民課長(槇原ナギサ) この数字を調べた年数が違うのかと思われるのですが、これについて は後で確認して回答させていただきます。
- ○議長(宮本裕之) 梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) 特に任意保険の加入者については、行政報告をもう一度言いますが13人、今、課長がおっしゃったのは96人というふうにおっしゃったんです。年数が違うからというふうな程度のものではないのかなというふうに思いますが、そこのところはまた後ほどはっきりしていただきたいというふうに思います。さて、今度は3号被保険者のことについてお聞きをしたいと思います。3号被保険者とは、厚生年金に加入している、これは夫が加入でも妻が加入でもいいんですが、その配偶者は3号被保険者となって、本人は年金の納付を義務付けられていません。じゃあどなたがその3号被保険者の納付額を納めて、その結果、給付を受けるときには、その期間はどのような計算方式で受給につながっていくのかということをお聞きをしてみたいと思います。
- ○議長(宮本裕之) 町民課長。
- ○町民課長(槇原ナギサ) 日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方で厚生年金保険に加入していない方は、すべて国民年金の第1号または第3号被保険者となり、大学生、専門学校生など学生であっても20歳以上であれば国民年金に加入しなければなりません。厚生年金保険に加入している被保険者に扶養される20歳以上60歳未満の配偶者の方は、国民年金の第3号被保険者となります。第3号被保険者の保険料は、その配偶者が加入している厚生年金保険または共済組合において、第3号被保険者の人数に応じ、公的年金制度として負担する仕組みとしております。配偶者本人が直接負担するわけではございません。国民年金の第1号または第3号被保険者の年金受給額算定法は同じです。20歳から60歳までの40年間の全期間保険料を納めた方の、例えば令和2年4月からの満額の老齢基礎年金額は78万1700円となります。先ほども説明させていただきましたが、学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される学生納付特例制度が設けられています。ただ、本人の所得が一定以下の学生が対象となっております。
- ○議長(宮本裕之) 梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) この3号被保険者というのは、配偶者が厚生年金あるいは共済年金に加入していて、またその配偶者が3号被保険者になるわけでありますが、その方は、以前は1号被保険者として自分が年金を納めていたんです。それが、数十年前から3号被保険者という制度が新しくできて、それをあたかも配偶者が納めているんではないのかなというふうな雰囲気を皆さんがお持ちなんですが、今、課長がお答えいただいたのは、そうではなくて、そのグループの保険で、その原資を人数で掛けて賄っているんだということでありますが、その金額は、人数は分かりますが、金額は国民年金のように1万6540円というような金額なのかどうなのか。先ほど免除は、申請免除もありますし、法定免除もありますし、猶予もありますから、その部分も含めて受給額に反映をしてくるというのは分かりますが、今の3号被保険者の期間

の間掛けた金額は、それこそ収入は配偶者は随分差があるはずなんですが、そこら辺のところはいかがですか。丸めて何ぼ何ぼですよというふうにして金額設定をされるのかどうなのか。

- ○議長(宮本裕之) 町民課長。
- ○町民課長(槇原ナギサ) これについては今把握しておりません。
- ○議長(宮本裕之) 梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) 割と早く私は通告もしたような気もしますし、どういうやり取りになるのかというのは、まあ言うてみれば、年金のことですから、かなり突っ込んだ話になるだろうというふうに理解していただいておったと思うんですが、どうもやり取りがうまくスムーズにいきません。そこで今、年金というのは、掛ける年数は二十歳であります。そして、これから掛ける年数が、今は国民年金で言えば60歳まで掛けて、5年間据え置いて65歳から受け始めて、年の額が70いくらですよというふうなことでありますけども、この掛け年数をこれからさらに延ばして、高齢化時代ですから、延ばして、それから受給年数の年齢を短くしていくというふうなことが厚生年金にも考えられているようでありますが、そのこれからの様子はどのようになるのかというのは、把握しておられるかと思いますので、お願いしたいと思います。
- ○議長(宮本裕之) 町民課長。
- ○町民課長(槇原ナギサ) 原則として65歳から受け取ることができますが、年金の繰上げ・繰下げ受給については、国民年金法の一部改正が令和2年5月29日に可決され、令和4年4月 1日施行、繰下げ受給の上限年齢を70歳から75歳に引き上げることとされました。
- ○議長(宮本裕之) 梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) これまでの法律を変えて、掛ける年数を長くして受給年齢を短くするということになれば、明らかにこれまでの年金の制度設計とは変わってくるわけでありますから、年金額、掛ける額ですよ、掛ける額を少なくするか、あるいは受給額を増やしていくかということが当然考えられるんでありますが、そこら辺のところはどのような方向に進んでいくんでしょうか。掛金を下げるのか、受給額を増やすのか。
- ○議長(宮本裕之) 町民課長。
- ○町民課長(槇原ナギサ) 受給額を繰り下げたら増えていくものです。掛金等については、ちょっと下がるか上がるかは、私は今の時点で把握しておりません。年金について65歳で請求せずに、66歳以降70歳までの間で申し出たときから繰り下げて請求されたら最大で年42%年金が増額されます。逆に繰下げ受給は60歳から受けることができますが、年金が減額され、その減額率は一生変わりません。
- ○議長(宮本裕之) 梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) 今まででも年金は繰下げも繰上げもあったんです。それは本人がどちらを 選択するかによって、早もらい、あるいは遅もらいというふうな言い方もしましたけども、そ のことを言ってるんではなくて、法律によって掛ける年数を長くしたら、受給年齢を遅くした ら、掛金を下げるか受給額を増やすかしなくては、これまでの流れの変更ですから、何を基に して年金額の掛金、受給額を決めたのかということに、全く一貫性がないからそのことを聞き たいというふうに言ったわけです。理解できますか。
- ○議長(宮本裕之) 町民課長。
- ○町民課長(槇原ナギサ) これについても今の把握ができておりませんので、後ほど報告をさせてください。

- ○議長(宮本裕之) 梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) いよいよ最後の質問に移ります。この分はなかなか答えるのが難しいかなというふうに思ってお聞きをしてみたいと思いますが、年金の支給というのはもう32年も前から、それまでは年に6回ということではなくて、もっと月数が、3か月に1回というふうなことであったのかもしれませんが、今は2か月に1回の年金受給月数がなっていますけれども、これは前にも、前にも私は質問をしたんでありますけども、町民課長が今度は変えますというて言うことにならんのは、ようよう分かっておるんでありますが、社会保険庁が年金額を支払うのに、やはり偶数月の2、4、6、8、10、12という月にしか年金額の支払いをしません。なぜ32年間も放置しているのか。今までにも毎月にしましょうということで審議をした時期もあるんです。あるんですが、見送られて、ずっと今の状況。現在の状況と、これからどうなるのかということが分かればお聞きします。
- ○議長(宮本裕之) 町民課長。
- ○町民課長(槇原ナギサ) 以前は年4回の支払いであったものが、受給者サービス向上の観点から、平成元年の法改正等により年6回の支払いに変更されました。ただ、それ以降は変わっておりません。それ以降はお答えができません。
- ○議長(宮本裕之) 梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) 賃金もいろいろな支払いも、昔はそれこそ盆、節気で支払いよったいう時期もあるんかもしれませんが、通常どこを見ても毎月支払いということは当然になって久しいわけですよ。これをこの場で言うて、何回も言うても届いていない。そのぐらい社会保険庁がやろうというふうに思っていないのかもしれませんが、本来、人の生活のことを考えたら、毎月支払いをしていくというのが当然だというふうに思いますが、厳しくお伝えをしておきますので、社会保険庁のほうにしっかりとお伝えいただきたいというふうに思いますが、何かご意見がありますか。
- ○議長(宮本裕之) 町民課長。
- ○町民課長(槇原ナギサ) 町からもそのような意見があったことを伝えて、連携を取ってまいり たいと思います。
- ○議長(宮本裕之) 梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) そのようによろしくお願いしたいと思います。それでは、第2問目に入ります。住民税、これは町県民税のことでありますけども、これは、本来住んでいるところで所得に応じて町民税、県民税を支払うのは当たり前であります。ところが、その町民税ではない、同じ町県民税なんですけども、住んでいないのに、たまたま住んでいるところ以外の自治体に持ち家を持っている、その持ち家に対して、住める家だからということで、均等割でありますけれども、町県民税が課税をされて、納めてくださいねというて12月頃に納付書が届きます。それはどういうことで課税されるのかなということをまずお聞きをしてみたいと思います。
- ○議長(宮本裕之) 税務課長。
- ○税務課長(矢部芳彦) 北広島町内に住所のない人であっても、家屋敷を有する場合は町県民税の均等割が課税されます。おっしゃるとおりでございます。これは、地方税法及び北広島町税条例に基づいて、応益性の見地から、家屋敷を有することで、道路整備、消防・救急、防災などの町の行政サービスを受けているという理由でもって、納税義務を負うこととされています。以上です。

- ○議長(宮本裕之) 梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) 家屋敷を持っていれば、固定資産税はかかるのは分かります。公益性の関係を踏まえて、家屋敷税というんだそうでありますけれども、均等割部分がかかると。その中身は、例えば電灯をつけてもらったり、あるいは道路整備をしてもらったりというふうなことを含めてそういうふうな税金がかかるんですよということですが、均等割は幾らですか。町民税と県民税で。
- ○議長(宮本裕之) 税務課長。
- ○税務課長(矢部芳彦) 町民税が3500円、それから県民税が2000円ちょうど、合わせて 5500円が均等割でございます。
- ○議長(宮本裕之) 梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) ということは、年に5500円は課税になるということであります。これは誰かが空き家でも住んでいるよということであればかからないということでありますけども、前回私が空き家の調査のことについて一般質問をしたときに、そのときに空き家の数が七百九十いくら、800ぐらいあったんかな。それはもちろん住める空き家がというふうに私はお聞きしたと思うんですけども、住めるおうちでというのが、なかなかこれ判断が難しいんだと思います。その把握の方法はどのようにしておられるんか分かりませんが、今、北広島町でこの家屋敷税の均等割の納付書をお送りしておるうちはどのぐらいありますか。そして、多分全員が納付しておられる、未納のところはないんだろうというふうに思いますが、ちょっとお聞きをします。
- ○議長(宮本裕之) 税務課長。
- ○税務課長(矢部芳彦) 家屋敷税は昨年度約400名の方が納付をしていただきました。以上です。
- ○議長(宮本裕之) 梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) 800戸ぐらいあるうちの、送られたのが多分400で、未納はないんですね。あるんですか。まあ言うてみれば、不服申立てではありませんが、うちの家は悪いが、住めるいうて送ってくれたんかも分からんが、住めんのですよ、見に来てくださいというような話もあるだろうから、現地を見て、納得しましたというて課税しないと、取り消すということはあるんかもしれませんが、そこら辺のことをお聞きしたいと思いますのと、それから、今のこの均等割については、税法上課税をするようにというふうになっていて、それぞれの市町で条例を作っているはずなんですね。それが、中国地方において、この家屋敷税について中国新聞が調査をしたんでしょう。去年の11月の話でありますけども、まず広島県では7市町が課税をしていると。課税をしているのが7市町。23市町あるんですよ。そのパーセントは30%。山口県は、一番中国地方で多かったんですけども、11市町で57%課税をしている。鳥取が4町で21%、岡山が5市町で18%、隣の島根県は全く課税をしていないと。条例に載っているのに。違法ではないかということも言われています。多分違法なんでしょう。そこら辺の見解をお聞きします。
- ○議長(宮本裕之) 税務課長。
- ○税務課長(矢部芳彦) まず、住めない家かどうかを判断するというところでございますけども、 所有者のほうから現況の変更届というものがそういった場合は出されます。それを基に現地を 確認して、職員が確認をして、これは住めないなということになれば、当然、税金のほうはか

かりません。それから、議員おっしゃるように、一部マスコミ報道によりますと、労力に見合う税収が得られないとか、調査まで手が回らないといったような理由で、賦課徴収していない自治体が多く見受けられるということでございますけども、地方税法、それから条例にうたっている以上は、賦課徴収をするのが正しいことだろうというふうに思っております。そういう判断の下で当町は賦課徴収しております。以上です。

- ○議長(宮本裕之) 梅尾議員。
- まず、納付書をお送りする際にどういうことでの、税金の趣旨は当然、理 ○10番(梅尾泰文) 解できるものを含めてお送りになられるだろうと思いますが、私にも1通の手紙が届いて、今 の不公平感、あるところは課税してないじゃないのと。そういうことがなぜまかり通るのと。 その判定基準、現地に赴いて、なるほどねというふうに理解するのは分かるけども、まず、来 た金額が、ある程度の金額でもありますが、このぐらいなら納めてもええでというふうな思い もあるし、何で課税されとるんかいうのをよう分からんいうのも本当にあるんだろうと思うん ですね。まずは、不公平感が出るのをどうして解消されるのかなと。納めないほうが、それこ そそういうことができるんなら、しているところがあるわけじゃけ、というような言い分にも なっていくんで、そこら辺のところを、中国地方だけの話じゃございませんが、しっかりと、 住んでいなくても住める家屋敷を持っていれば、均等割ではありますけども、課税の対象にな るんですよというのを本当に分かりやすく啓発していくという必要があろうと思います。多分 私は、今このテレビを、中継を聞いておられて、ええ、家があるだけで町県民税がかかるんか というような、びっくりしておられる方が私はあろうと思うんです。そこら辺のところをどの ように今後啓発をしたり、加えるも、加えるもですよ、消すのは申立てによって現地を見れば 消すことはできるんですが、増やすことが、調査ができてなかったら絶対できんのです。その ことを不公平感から考えたら、どのように解消ができるのかというのをお聞きします。
- ○議長(宮本裕之) 税務課長。
- ○税務課長(矢部芳彦) まず、税を納めていただくことへのご理解という点でございますけども、 議員おっしゃるように、毎年納税通知書に併せて、家屋敷税の仕組み、それから理由、金額等 を記載したチラシを同封しております。これをもって100%ご理解いただけるかどうかは分 かりませんけども、中身を確認いただいて、家屋敷があることで行政サービスを受けていると いうことをご理解いただき、納税していただくということにつなげたいというふうに思います。 以上です。
- ○議長(宮本裕之) 梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) もう一回お聞きしますが、これまで400件ぐらいの方が納付をされておられるということですから、納付書が届く、届いたときに、去年も一昨年もその前の年も送り届けてもろうとるけ知っとるけ、全く理解をして納めるよというのは当然あると思いますが、増えていった件数は、ここ近年、400のうち、増えていってますか。減っていってますか。そこのところの私は調査のところがまず、新規のところが聞きたいんです。
- ○議長(宮本裕之) 税務課長。
- ○税務課長(矢部芳彦) 家屋敷税の新規分については、固定資産税の課税台帳、こちらに新たに 記載されたものを新規のものとして把握をして、賦課徴収させていただいております。件数に ついては把握をしておりませんけども、そういった方法で新規は増えていくというふうに思わ れます。以上です。

- ○議長(宮本裕之) 梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) 最後にしますけども、何年か前に一度、町内の空き家のおうち、住めるおうち、住めそうなおうち、住めそうにないおうちというのを調査をされましたけども、そのときには、今のこの家屋敷税の課税総数は増えましたか、減りましたか、横ばいですかをお聞きして、終わりにしたいと思います。
- ○議長(宮本裕之) 税務課長。
- ○税務課長(矢部芳彦) 数年前に旧企画課が調査した家屋敷の住める件数については、先ほど議員さんおっしゃったように、800件弱、797件あったというふうにデータが出ております。ただ、この調査の趣旨及び対象は家屋敷税と必ずしも一致してないというところで見ると、この調査が家屋敷税に影響を受けたというふうには言えないのではないかというふうに思います。増えたか減ったかについても、全く別の考え方なので、ちょっと把握はしておりません。以上です。
- ○議長(宮本裕之) 梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) 一つの調査をするときに、調査の中身、それこそ住めるか住めないかということと、それから所有者の住所地がどこにあるのかということまで含めて調査をしていくということが、課税の公平さから言うたら、必ずくっ付いていかなくてはいけないんですよ。それを、調査は何々課がしたからリンクしなかったよというふうなことにはならないというふうに思いますから、ぜひそこら辺も含めて、やはり該当するんですよ、親切に丁寧に理解を求めるんですよというふうなことを言われるんでしたら、そこまできっちりとしていただかないと公平性は保てないというふうに思いますが、いかがですか。
- ○議長(宮本裕之) 税務課長。
- ○税務課長(矢部芳彦) 議員おっしゃるとおり、貴重な調査情報については、使えるものは他の 施策にも使っていくという姿勢で取り組みたいというふうに思います。以上です。
- ○議長(宮本裕之) 梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) 終わります。
- ○議長(宮本裕之) これで、梅尾議員の質問を終わります。暫時休憩します。11時から再開します。 ます。

~~~~~~~○ ~~~~~~~○ ~~~~~~~○ 49分 休憩○ 11時 00分 再開

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

- ○議長(宮本裕之) 再開いたします。次に、15番、大林議員。
- ○15番(大林正行) 15番、大林正行でございます。今回は、財務書類から見える北広島町の 財政状況と、その活用策について質問いたします。地方公共団体の現金主義・単式簿記による 予算・決算制度を補完し、財政の透明性を高め、住民や議会に分かりやすい資料を開示し、財

政の効率化・適正化を図るため、地方公会計の整備が進められてまいりました。紆余曲折を経 た結果、総務省から固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関す る統一的な基準が示され、平成29年度までに全地方公共団体に作成するよう要請されました。 本町においても、従来の基準モデルによる財務書類を変更し、平成28年度決算から統一的な 基準に基づき、予算の状況とその資産をどのような財源で賄ってきたかを示す貸借対照表、行 政サービスに要した費用とそのサービスの対価として得られた財源の取引高を示す行政コスト 計算書、貸借対照表の純資産の1年間の動きを示す純資産変動計算書、資金の出入りを業務活 動、投資活動、財務活動の3つの活動に区分し示す資金収支計算書の財務書類4表を作成し、 公表しておられます。近年、大規模災害が続き、さらに今年は新型コロナウイルス感染症が発 生し、町民が安全で安心して生活できるための対応に大規模な財政出動が求められております。 そこで、財務書類から見える本町の財政状況と財務書類活用策について質問いたします。なお、 一般会計と財務書類から分かる財務指標を参考資料として配付しております。まず、財務書類 4表は町のホームページで公表しておられますが、一般会計等財務書類から分かる財務指標は 公表しておられません。財務書類を見ただけでは町の財務状況を読み解くには難解であります が、財務指標は、分かりやすく他の団体との比較もできます。なぜこの指標を公表しておられ ないのか、その理由をお聞きいたします。

- ○議長(宮本裕之) 財政政策課長。
- ○財政政策課長(植田優香) 財務書類の整理をする目的は、ご説明のあったとおり、一つには、 財務情報を公表することにより財政の透明性を高め、説明責任を果たすこととされております。 そのためには、誰もが理解できるように、分かりやすいものであることが求められております が、現在、ホームページ上では財務書類 4 表は公表しておりますが、内容について説明を付け ておりません。また、財務書類から把握できる財務指標については、住民にとって分かりやす い情報の一つですので、今後は必要な説明を加え、公表していきたいと考えております。
- ○議長(宮本裕之) 大林議員。
- ○15番(大林正行) これからは公表していくということでございます。今回、比較対象としております鳥取県の八頭町でございますけれども、ここは非常に分かりやすい形で、算定式からその解説まであります。しかも類似団体との比較等も入れておられますので、ぜひ参考にしていただきたいというふうに思います。財務書類の作成の基本になるのは、固定資産台帳の作成だろうと思います。この台帳には、これはホームページに掲載されておりますけれども、膨大な資料でございまして、私が確認した限りでは3万4200件の資産が掲載されております。これの基本になるものでございますけれども、調査、作成されるには大変な苦労と時間と経費がかかったんではないかと思いますけれども、どの程度の期間、経費をかけて作られたのか、また更新されておるのか、お伺いをいたします。
- ○議長(宮本裕之) 財政政策課長。
- ○財政政策課長(植田優香) 財務書類の作成については、昨年度から徐々に自前作成を進めておりますが、固定資産台帳の更新につきましては、昨年度はまだ業務委託でやっていただいておりました。進め方といたしましては、5月の出納閉鎖後に執行データの仕訳、それから固定資産台帳の更新を始めますので、業務委託自体は1年間の契約で業務委託をお願いをしております。
- ○議長(宮本裕之) 大林議員。

- ○15番(大林正行) 次の質問に参ります。平成30年度決算に基づく一般会計等財務書類から分かる財務指標についてでございますけれども、経年比較及び鳥取県八頭町と比較して質問いたします。本来なら類似団体の平均値と比較するのが妥当と思いますけれども、現時点、これが公表されておりません。中国地方で唯一同じ分類に属する八頭町と比較をいたしました。類似団体について若干説明いたしますと、これは人口と産業構造によって分類されております。本町が属します類似団体は人口が1万5000人から2万人、産業構造は2次・3次産業が8割以上で、かつ3次産業の割合は60%未満であります。これに該当するのが全国には34団体があります。中国地方では、先ほど申しましたけれども、八頭町しか類似団体はありません。この町は人口が1万6780人、6127世帯、面積は206㎡でございます。それでは、具体的な質問を行います。まず、住民1人当たり資産額は398万円であり、平成29年度と比較して増額しております。八頭町の305万円と比較して多いと思いますが、その要因はどのように分析しておられるか伺います。
- ○議長(宮本裕之) 財政政策課長。
- ○財政政策課長(植田優香) 住民1人当たりの資産額が増加している理由は、公共施設の大規模 改修工事や道路改良事業用地の取得など固定資産の増加が影響しております。北広島町は八頭 町の約3倍の面積があり、貸借対照表を見ますと、インフラ資産が約2倍となっていることな どが要因として考えられます。
- ○議長(宮本裕之) 大林議員。
- ○15番(大林正行) 本町は646 kmということで、非常に広い土地に、人口は1万8000人強ということでございますので、人口密度の差が影響しておるというようなことだと思います。次でございますけれども、資産の老朽化比率であります。69.78%でありまして、公共施設の老朽化が進んでいることが分かります。本町の町民1人当たりの公共施設の延べ床面積は約10㎡でございまして、類似団体の約2倍でございます。公共施設が多い上に、7割以上老朽化が進んでいるということは、将来世代の負担が大きくなることを意味しております。公共施設等総合管理計画では、20年後の2040年度までに30%削減をするということにしておりますけれども、計画の進捗状況についてお伺いをいたします。
- ○議長(宮本裕之) 管財課長。
- ○管財課長(高下雅史) 管財課より回答いたします。公共施設等総合管理計画の進捗状況につきましては、まず、削減した床面積のうち、解体によるものが約4900㎡、譲渡によるものが約3600㎡です。全体の床面積のうち約4%削減ということになるのですが、解体後建て替えた施設もありますので、実質約2%の削減となっております。以上です。
- ○議長(宮本裕之) 大林議員。
- ○15番(大林正行) この計画を実行するために、個別施設計画というのを作っていくということであります。非常に財政的に厳しいということで、以前の資料では、このまま放置すれば年間、修理とか改修に12億かかっていくと。社会インフラは除いてでございますけれども、そういったような負担があるということで、この計画を急がないかんということでありますけれども、個別施設計画についてはできているのかどうか。それから、削減するというのは、町財政厳しいからというのは分かっていらっしゃっても、やはり住民の方は、いざそれが身近な問題になると、やはりなくしてもらっちゃ困るというような声が多々出てまいります。そういった意味で、この個別計画をなるべく早く作成して、公表して、町民の意見も聞いて、理解を得

ながら進めていく必要があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(宮本裕之) 管財課長。
- ○管財課長(高下雅史) 個別施設計画につきましては、昨年度所管課に施設の今後の方針について聞き取りを行い、その結果の取りまとめをしております。現在は個別施設計画の素案の段階でございます。今後は建物の健全度調査を実施しながら、その素案について精査をしてまいります。公表につきましては、その後にまた行っていく予定としております。以上です。
- ○議長(宮本裕之) 大林議員。
- ○15番(大林正行) 非常に難しい仕事だと思いますけれども、ぜひ急いで素案を作って、示していただきたいというふうに思います。次の質問でございますけれども、将来世代の負担比率でございます。これは、町からいただいた資料に基づいてやったんですけれども、後で旧の算定式によるものだということが分かりました。新しい算定式でやり直すと、八頭町と比較しても遜色ありません。むしろ本町のほうがいいという結果でございましたので、この質問は飛ばして、次の質問にまいります。住民1人当たり負債額107万円で、ほぼ横ばいであります。しかし、八頭町など類似団体と比較いたしますと、本町は多いということでございますが、その理由について伺います。また、今後減少させることはできるのかどうか、お伺いいたします。
- ○議長(宮本裕之) 財政政策課長。
- ○財政政策課長(植田優香) 地方債の残高が多いことが要因として上げられます。類似団体全体を見ても、面積の広い町が負債額が高い傾向にあります。これまで以上に、計画的な事業執行に努め、起債の額を抑えていく必要があると考えております。
- ○議長(宮本裕之) 大林議員。
- ○15番(大林正行) 本町の特色は、やっぱり面積が広くて自然が豊かだということでありますけれども、財政面で見ますと、先ほどもありましたが、やはりどうしてもこれによって負担が多くなるというような傾向が見てとれると思います。次でございますけれども、基礎的財政収支、プライマリーバランスでございますけれども、4億7688万円プラスでございますけれども、前年度はマイナスの3億2157万円でございまして、プラスに今回、30年度は転じておりますけれども、その要因についてお伺いをいたします。
- ○議長(宮本裕之) 財政政策課長。
- ○財政政策課長(植田優香) 平成29年度において実施した体育館の大規模改修や耐震補強工事などの大規模事業が終了し、公共施設等整備費の支出が減少したため、プライマリーバランスがプラスに転じております。
- ○議長(宮本裕之) 大林議員。
- ○15番(大林正行) 大型の体育館等の改修が終わったということでありますけれども、他の類似団体を見ても、29年度はマイナスのところが多いんですね。何か共通した理由があるのかなということでちょっとお聞きしたんですけれども、そこらがもし分かればお願いしたいと思います。それと、プライマリーバランスの計算方式が平成30年の決算から変わりまして、基金の取崩しと積立金を含めたということでありますけれども、その理由は何なのか。私は含めないほうが当年度の資金収支のバランスしてるのかどうかが、判断できるのではないかというように思いますが、いかがでしょうか。
- ○議長(宮本裕之) 財政政策課長。
- ○財政政策課長(植田優香) 29年度がマイナスのところが多いという原因ですが、同じ考え方

でいくと、28年度と比較して大規模事業などが、公共施設等の整備費支出等が28年度より増加したということが一因として考えられると思います。もう一つのご質問で、30年度において計算方法が変わった理由でございますが、ちょっと整理をさせて、後でお答えさせてください。

- ○議長(宮本裕之) 大林議員。
- ○15番(大林正行) 今回、30年度のプライマリーバランスがプラスでございますけれども、 内容的には業務活動の収支がプラスの7億7000万、投資活動のほうがマイナスの2億10 00万ということで、やはり投資によるところが多くなると、てんてがマイナスになるという ことだと思います。次の質問でございます。住民1人当たり行政コストでございますけれども、 82万円で、平成29年度の83万円と比較しますとやや減少はしております。ただ、類似団 体と比較しますと、大幅に高いと思います。この指標は行政活動の効率性を見るものでありま すけれども、コストが他と比較して高い、その要因と対策についてお伺いいたします。
- ○議長(宮本裕之) 財政政策課長。
- ○財政政策課長(植田優香) 住民1人当たりの行政コストが高い原因ですが、八頭町と比較しますと、人件費、減価償却費、補助金等が高いことが要因として挙げられます。職員数や施設の数については、一部事務組合が所管する業務の有無や地理条件が異なっていることなど、単純な比較は難しいですが、適正な職員数、公共施設の統廃合、また補助金の見直しについては継続していく必要があると考えております。
- ○議長(宮本裕之) 大林議員。
- ○15番(大林正行) 一部事務組合があるなしで人件費変わってくるということでありますけれども、30年度の類似団体の資料はないんですけれども、28年度、29年度の類似団体の平均値というのが出ておりまして、これは45万円から46万円なんですよ。平均値でございますので、そういった一部事務組合があるなしも混在してると思うんですけれども、ちょっとそこがその説明だけでは、人件費が高い理由がちょっと分かりかねるんですけど、ほかにも物件費であるとか移転費用等も高いんじゃないかと思うんですが、これはいかがでしょうか。
- ○議長(宮本裕之) 財政政策課長。
- ○財政政策課長(植田優香) 行政コスト計算書について八頭町と比較しますと、確かに、議員おっしゃいましたように、物件費等も高くなっております。物件費の中に減価償却費のほうも含まれておりまして、委託に係る物件費も高くなっておりますし、移転費用である補助金等も高い傾向にあります。以上でございます。
- ○議長(宮本裕之) 大林議員。
- ○15番(大林正行) 今も行財政改革を進めていらっしゃいますけれども、やはり他の団体ですね、特に類似団体とも比較しながらいいものを取り入れていくと、そういったことをお願いしたいと思います。次でございますけれども、受益者負担の割合でございます。5.55%で増加しております。八頭町は2%ということで、比較しますと非常に本町は高い団体でございます。28、29年度の類似団体平均も4%台でございます。これはなぜなのかということをまず伺います。
- ○議長(宮本裕之) 財政政策課長。
- ○財政政策課長(植田優香) 受益者負担の割合ですが、行政コスト計算書の人件費や物件費など の経常費用に対して使用料・手数料などの経常収益が占める割合を示します。経常収益の占め

る割合が大きいほど、行政サービスに対して直接負担する割合が多いと言えます。 2 9 年度と 比較しますと、経常費用は減少しておりますが、使用料・手数料以外の経常収益が増加してい るため、受益者負担の割合が高くなっているという状況です。

- ○議長(宮本裕之) 大林議員。
- ○15番(大林正行) 単純に見ますと、本町の使用料、例えば保育所の使用料であるとか、そういったもの、それからあと手数料、これが他の市町に比較して高いという指標のように見えるんですね。ただ、私が感覚的には本町の使用料とか手数料が特に高いことはないだろうというふうに、感じなんですね。まだこれは調べておりませんので、他の町を比較しておりませんので、感覚でございますけれども、そこらは、本町は高いということは住みにくいということにつながりますので、そこらのことがもし分かりましたらお願いいたします。
- ○議長(宮本裕之) 財政政策課長。
- ○財政政策課長(植田優香) 一番最初のご質問にありましたとおり、財務書類4表の公表、それから財務指標の公表をしてないがなぜかというところにつながってくると思います。受益者負担の割合についても、パーセンテージが高いほど負担割合が大きいというふうに、数字だけ見るとそういう印象を受けることになってしまいますので、そちらについても、どういう、この数字の示している割合が高いことがどういうことか、低いことがどういうことかということも含めた内容をつけて説明することが必要であると考えています。
- ○議長(宮本裕之) 大林議員。
- ○15番(大林正行) ぜひ公表するときには、町民の人が誤解がないような対応をお願いしたいと思います。次にまいります。今回の新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、大規模な財政出動が必要になっております。そのために、5月臨時会の補正予算では財政調整基金を3000万円取り崩し、今後さらに取り崩しが必要になってくるんではないかというふうに思います。しかしながら、毎年のように発生いたします大規模災害にも備える必要がありますので、ある程度の財政調整基金は確保しておかなければなりません。以前の説明では、災害対応等を考えれば、本町の規模では約25億円必要というふうに聞いております。今回の当初予算では2億円取り崩しておりますけれども、その結果、年度末には8億8800万円にまで低下するということで、非常に厳しい状況。さらに、今回のコロナの関係で取り崩しをせざるを得ないということはよく分かるんでございますけれども、そういった状況であります。今回議案として、町長、副町長、教育長の報酬を削減する条例が提案されておりますが、そのほかに財源確保など、どのようにして乗り切ろうとされておるのか、お伺いをいたします。
- ○議長(宮本裕之) 財政政策課長。
- ○財政政策課長(植田優香) 不要不急の事業についての見直しや、行事等の中止による事業費などから財源を確保し、今後のコロナ対策や自然災害に備えることとしております。
- ○議長(宮本裕之) 大林議員。
- ○15番(大林正行) 各種行事、イベントの中止、延期等ということですけれども、これからさらに、今まで中止されたのは聞いておりますけれども、今後も事業の見直し、当初計画の見直しを行って、洗い出しと言いますか、をいかれる予定があるのかどうかと。そういった削減、行事の中止、延期によって、どの程度の財源が確保できるのか、その辺を試算しておられましたらお聞きをいたします。
- ○議長(宮本裕之) 財政政策課長。

- ○財政政策課長(植田優香) 現段階で試算はできておりません。今後、各課に依頼をして、事業 の見直しによる不用額の抽出などで把握をしていきたいと考えております。
- ○議長(宮本裕之) 大林議員。
- ○15番(大林正行) 分かりました。それから、きたひろコロナ対策支援寄附金の協力要請を行っておられますけれども、現在どの程度の寄附があったのか。パンフレットと言いますか、振込用紙の付いたパンフが郵便局等置いてありますけれども、さらにこれをPRを強めていく必要があるんじゃないか。実態を皆さんに知っていただいて、というふうに思いますけれども、そのことについてお伺いをいたします。
- ○議長(宮本裕之) 財政政策課長。
- ○財政政策課長(植田優香) 現在約60万円のお志をいただいております。今後は、ホームページ上でもお願いはしておりますが、さらに周知をして、寄附金のほうをお願いをしたいと思います。
- ○議長(宮本裕之) 大林議員。
- ○15番(大林正行) 今までに約60万円ということで、ちょっと私の想像より相当少ないなという気がいたします。ぜひ町民の皆さんも、ゆとりのある方はぜひご協力いただいて、みんなでこの町を支えていただきたいというふうに思います。次でございますけれども、財務4表のことでありますが、財政の透明性を高め、議論を活発化させるためには、決算審査のときに財務書類を併せて提出することはできないのか、お伺いいたします。
- ○議長(宮本裕之) 財政政策課長。
- ○財政政策課長(植田優香) 先ほども申し上げましたが、財務書類は業務委託から徐々に自前での作成を進めております。出納閉鎖後から、決算関係の作業とは別に、執行データの仕訳、固定資産台帳の整理など膨大な事務があります。人の問題、時間的な問題もありまして、決算審査の時期に合わせて提出することは今のところ困難です。現在、3月議会で説明をさせていただいておりますが、なるべく早く公表できるように、作成方法の見直しを含めて考えていきたいと思います。
- ○議長(宮本裕之) 大林議員。
- ○15番(大林正行) 膨大な作業があるので難しいということでありますけれども、今、本町では9月に決算を審査しておりますけれども、例えば、12月にこれを延ばすということでも難しいのかどうか、再度お聞きいたします。
- ○議長(宮本裕之) 財政政策課長。
- ○財政政策課長(植田優香) 今のところは、12月に決算議会ということになっても難しいと考えております。
- ○議長(宮本裕之) 大林議員。
- ○15番(大林正行) 最後の質問でございますけれども、財務書類は、先ほどから申し上げたとおり、類似団体と比較することができます。これで本町の財務状況の実態でありますとか、課題を客観的に把握することができる、非常に貴重な資料だというふうに思います。今後の事業計画あるいは予算編成などにどのように反映させ、また活用していかれるのか、お伺いいたします。
- ○議長(宮本裕之) 財政政策課長。
- ○財政政策課長(植田優香) 予算との連動については、人件費、減価償却費、物件費などの情報

を事業別行政評価などに取り入れて、コスト面からの事業の必要性、事業の実施や課題の把握 に生かすことができます。また、固定資産情報を用いて施設にかかるコストを計算し、施設の 在り方の見直しなどの活用を考えています。

- ○議長(宮本裕之) 大林議員。
- ○15番(大林正行) 膨大な経費、時間をかけてご苦労されて作られた資料でございますので、 活用してこれからいただきたいということをお願いいたしまして、私の質問を終わります。
- ○議長(宮本裕之) これで、大林議員の質問を終わります。次に、12番、服部議員。
- ○12番(服部泰征) 12番、服部泰征です。先に通告しております持続可能な体制の構築を、 その2について質問いたします。この持続可能な体制の構築につきましては、昨年の9月の一 般質問でも行いました。その際には、北広島町の強みや、財政が厳しい状況下における役場周 辺地区都市再生整備事業の理由、公共施設の延べ床面積30%削減についての計画、補助金1 0%の削減等補助金に関する考え方などについて質問しました。また、行政職員の居住地につ いて、町内居住を促進して、地域活性化やコミュニティへの参加をなどの質問を行って、まち づくりに関して、仕事としてだけでなく、生活者として一緒に関わっていただきたいことなど を伝えました。現在、新型コロナウイルスの感染拡大により、世界は大きなダメージを負って います。予防接種や有効な治療薬がない中で、命を守るためには、感染の拡大を防ぐしかなく、 活動の自粛や休業要請などの対策が行われた結果、社会生活や企業活動に多大な影響が生じま した。ここ北広島町においても例外ではなく、企業を含め、大きな大変な損害が生じています。 現在、日本では感染の拡大は一旦落ち着いてきていますが、まだまだ予断を許さない状況であ り、生活や経済が元どおりになるには長い道のりが予想されます。町内に暮らしている方、そ して町内の企業が安定した生活や活動ができるためにも、持続可能な体制の構築がさらに必要 になっていると感じておりますので、昨年に引き続いて質問いたします。それではまず、行政 の働き方についての取組について伺います。密閉、密集、密接である3密を防ぐには、人との 間隔を空ける、時間差をつけて出勤する、在宅勤務やモバイルワークにて業務を行うテレワー クなどが求められます。ここ北広島町役場における行政職員の3密を避けるための業務改善の 内容はどうだったでしょうか。
- ○議長(宮本裕之) 総務課長。
- ○総務課長(畑田正法) 本町職員の職場における3密を避けるための取組でございます。まずは、 勤務場所の分散化を図るため、本庁、各支所等の会議室に電算端末のパソコンを設置して、通 常の執務室でない場所で執務できる体制の整備を行っております。また、計画的な休暇の取得、 土日勤務や祝日勤務の振替制度等を活用した勤務調整を行っております。また、会議につきま しても、ウェブ会議を活用するということで、機器を整備をして、専用の環境整備を行ってい るところであります。
- ○議長(宮本裕之) 服部議員。
- ○12番(服部泰征) 会議室を移したり、またウェブ会議、休暇を変更して、また休日にされたりといった様々を変更されたということで、この今回の改善は、働き方、それから業務内容の見直しを行ういい機会としても捉えられると思います。今回の業務見直しにおいてよかった点、また今後も継続して行っていきたいということはあるでしょうか。
- ○議長(宮本裕之) 総務課長。
- ○総務課長(畑田正法) 今回取り組んだこととしまして、先ほど申し上げましたようなことがあ

りますけれども、特に勤務場所の分散化、端末、電算パソコンがあれば、そこで同じ執務室内 にいなくても業務ができる部分もありますので、そこら辺の活用でありますとか、ウェブ会議 の活用、そこら辺は今後も継続してやっていきたいと思いますし、そこの整備も6月以降も継 続してそこの環境は続けているところであります。

- ○議長(宮本裕之) 服部議員。
- ○12番(服部泰征) そうですね。そういうやり方をすれば、多様な働き方ができると思いますので、どんどん活用していただきたいと思います。次に、町内の雇用状況などについて伺います。業績の急激な悪化により、人件費の削減を行っている職種もあります。町内の雇用について、解雇や雇い止めなど雇用に関する相談はあるでしょうか。また、解雇や収入の減少などによる生活保護の申請は増えてないでしょうか。
- ○議長(宮本裕之) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(中川克也) 町内企業あるいは事業所からの解雇及び雇い止めなど雇用に関する 相談に関してでございますけれども、現在までそういった相談は受けておりません。
- ○議長(宮本裕之) 福祉課長。
- ○福祉課長(芥川智成) 生活保護の新規申請についてでございます。新型コロナウイルス感染症の影響により解雇や離職したことによって、新たに生活保護の申請は、5月末現在ありません。以上です。
- ○議長(宮本裕之) 服部議員。
- ○12番(服部泰征) 事業者の皆さん大変苦労されている中、すばらしいことだと思います。また、例えば、生活費を稼ぐためにパートとかアルバイト、学生とかもあるんですけど、そういったような状況というのは伺っているでしょうか。
- ○議長(宮本裕之) まちづくり推進課長。
- ○まちづくり推進課長(沼田真路) 求人情報センターのほうに相談に来られた方のうち、新型コロナの影響により相談に来られた方は5名いらっしゃいました。以上でございます。
- ○議長(宮本裕之) 服部議員。
- ○12番(服部泰征) パートやアルバイトの方が5名来られたということで、次の質問にも絡んでいくんですが、広島県においては4月の有効求人倍率は1.64倍と相変わらず高いが、0.12ポイント低下して、6か月連続で下がっているとのことでした。これまで北広島町においても求人倍率は高い傾向にありましたが、現在の求人状況はどうなっているんでしょうか。
- ○議長(宮本裕之) まちづくり推進課長。
- ○まちづくり推進課長(沼田真路) 北広島町求人情報センターにおけます求人倍率につきましては、直接窓口に来られて求職者登録をされた方に対しまして、センターへの求人数がどれだけあるかという数字でございます。センターにおける有効求人倍率につきましては、昨年11月までは10倍を超える倍率でございました。以降、低下傾向となりまして、2月末には9倍を超えておりましたけども、企業からの求人数が減少傾向となりまして、3月には7.54倍、5月末には6.04倍となっております。なお、昨年同月は11.0倍でございましたので、4.94ポイントの減少ということになっております。以上でございます。
- ○議長(宮本裕之) 服部議員。
- ○12番(服部泰征) 高い水準ではありますが、やはり影響で確実に下がっているということになっています。この状況下で、下がっているんですが、高い水準にあると思うんですが、また

増えたものとか減ったものとか、また広島県と比べて高い、その何か理由とかいうのは調査されているでしょうか。

- ○議長(宮本裕之) まちづくり推進課長。
- ○まちづくり推進課長(沼田真路) 全体的に高い理由というのは、この数字自体がセンターの窓口に来られた方に対する求職者数ということになりますので、実態とは少しかけ離れた数字になろうかというふうに思っております。従いまして、ハローワーク等の数字が現実的には正しい数字かなというふうに思っております。
- ○議長(宮本裕之) 服部議員。
- ○12番(服部泰征) さっきの質問で、パート、バイトの人5名来られたということなんですけ ど、一応先というか、決まって、安心できる形にはなったということで大丈夫ですか。
- ○議長(宮本裕之) まちづくり推進課長。
- ○まちづくり推進課長(沼田真路) パート、バイトの方が、時間が短くなったということございましたので、他のバイトも併用して勤務したいということの相談を受けておりましたので、そういった方に対しましては求人情報をお見せして、各企業へ、事業者のほうへ紹介しているという状況で、決定されているかどうかという部分につきましては把握をしておりません。
- ○議長(宮本裕之) 服部議員。
- ○12番(服部泰征) 分かりました。新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、国や県では、中小企業や個人事業主を守るため、多くの対策を行っています。また、各市町においても、地域の企業を守るため、独自の対策を行っているところが多くあります。ここ北広島町においても、5月15日の臨時議会にて補正予算が成立し、独自の支援を行うことになりました。そこで質問します。4月に入り独自の支援を始めた市町も出てきました。私も町内の方から問合せを受けて、4月の中頃に北広島町独自の支援策の有無を確認しましたが、そのときは検討していないとの回答でした。中小企業や個人事業主は財務体制が脆弱な場合が多く、給付が1か月遅れただけでも厳しいところは多いのではないかと考えられます。企業や雇用を守るためには少しでも早めの対策が必要と思いますが、北広島町は若干スピードに欠けているのではないかと思います。また、5月に入り、独自策を行うことにしたのはなぜでしょうか。
- ○議長(宮本裕之) 財政政策課長。
- ○財政政策課長(植田優香) 新型コロナウイルス感染症対策については、国の第1次補正予算が 4月30日、県の補正予算が5月1日に成立をしております。臨時議会が5月に予定されてい たことから、国・県の補正予算を反映させた予算及び町内の状況を確認し、必要な支援策につ いて予算編成を行いました。
- ○議長(宮本裕之) 服部議員。
- ○12番(服部泰征) 対策的には私はそれでいいと思うんですが、やっぱり他市町とかされてるところとかあります。もちろんそれは、できるできないは行政のほうが判断されるんですけど、やはり町内の企業とか事業主というのは税収の面や雇用の面、それから地域活性化の面からぜひとも存続していただく必要があります。少しでも町内の企業を思うのであれば、例えば、率先して行っていた自治体もあるので、前例を作るぐらいの覚悟もあって、たまには前例を作るぐらいの覚悟も必要なのではないかなと思うんですけど、今後もそういった前例を作るような動きはされることはないでしょうかね。
- ○議長(宮本裕之) 財政政策課長。

- ○財政政策課長(植田優香) 今回のコロナ対策については、様々な補正予算について国のほうでも検討をされております。その予算もやはり踏まえて、町にとってどういう独自支援策が必要かということも考えていきたいと思いますので、今後もそういう形で考えていきたいと思います。
- ○議長(宮本裕之) 箕野町長。
- ○町長(箕野博司) 1点付け足しをさせてもらいますと、中小企業の皆さんを中心に資金繰りが、まずは一番大切だということで、貸し出しについては町としても早く対応するべきだということで、3月議会で承認をしていただいて、それについては早くから対応をしたということであります。ほかの施策については、国・県の施策と全くダブったようなことをしてもあれなので、やはりある程度の状況は見ながら判断をさせていただくということになろうと思います。
- ○議長(宮本裕之) 服部議員。
- ○12番(服部泰征) それでは、次の質問へ行きます。感染拡大を防ぐため業務を自粛した業種も大変ですが、生活を支えるライフラインとして業務を続ける必要がある職種も大変な状況下にあります。例えば、医療機関や介護施設においては、利用者数は下がっているが、業務遂行の上で消耗品の購入により出費はかさみます。また、公共交通やごみ収集を行う事業者も常に危険と隣り合わせで業務を行われています。もし第2、第3の波が生じても、生活のライフラインとして業務を止めることは、これらの業者はできません。このように常に感染のリスクと隣り合わせで働き、精神的にも大変な状況にある企業、そしてそこに働く方や、そこに働く家族を持つ不安を感じている家族に対する助成や支援等はあるんでしょうか。
- ○議長(宮本裕之) 財政政策課長。
- ○財政政策課長(植田優香) 先ほどの回答と重なるところもございますが、現在、国の2次補正において感染拡大防止対策を支援する補助金等を検討されております。6月12日までには成立したいという情報も流れております。その動向を見ながら、町においても支援策について検討していきたいと考えています。
- ○議長(宮本裕之) 服部議員。
- ○12番(服部泰征) 現在、状況が改善されたとはいえ、第2、第3の感染拡大がいつ来るか分かりません。この感染症は人との接触を制限しなければならず、ケアが必要な方への対応が非常に難しい状況になりました。そこで質問します。介護状態になる前段階であるフレイル、虚弱ですね、これに該当する方は、介護サービスも使えないため、状態の悪化が考えられます。フォローする体制は取られているのでしょうか。
- ○議長(宮本裕之) 保健課長。
- ○保健課長(迫井一深) フレイル予防の介護予防教室スキッと元気塾の対象者には、教室中止以降は、脳トレ教材の送付や電話による日常の様子や健康状態の聞き取りをさせていただきました。また、きたひろネットテレビを活用したフレイル予防の取組として、介護予防体操きたひろしまスキッと体操や、健康運動指導士による脳と体を同時に動かすことで認知症予防!の体操を定時放送し、運動不足解消を図っております。緊急事態宣言下では介護予防事業の積極的な訪問等は行えませんでしたが、6月に入り、感染防止対策に取り組みながら、スキッと元気塾や元気づくり推進事業などの介護予防事業や訪問等を開始しております。
- ○議長(宮本裕之) 服部議員。
- ○12番(服部泰征) そうですね。できる限りの対策をされたということで、また6月に入って

再開されたということなんですが、特に状態が悪くなったとか、そういったのは上がってなかったでしょうか。

- ○議長(宮本裕之) 保健課長。
- ○保健課長(迫井一深) 特に状態が悪くなったとかいうことはお伺いしておりませんが、例えば 6月1日、元気づくり推進事業につきましては、24名の参加がいただけました。外へ出る機会、こういう運動の機会を待っておられたということも伺っております。また、この事業ができなかったときの状況につきましては、今後、アンケート等を通じて状況把握に努めてまいりたいと考えております。
- ○議長(宮本裕之) 服部議員。
- ○12番(服部泰征) そうですね。状態が悪くならないようにしっかりケアしていただきたいと思います。5月15日の臨時議会で、民生委員への電話連絡等活動費としての23万円の予算が補正されました。民生委員の方々は、感染症対策等で動きが制限される中、対策に大変苦慮されたと思われますが、民生委員さんからはどのような声や問題点が届いたのでしょうか。また、今後同様に、人と会えないとか、そういったケースが起こった場合、どのように対応していくんでしょうか。
- ○議長(宮本裕之) 福祉課長。
- ○福祉課長(芥川智成) 民生委員活動についてですけども、日頃より登下校時の子どもの見守り や、一人暮らしの高齢者を定期的に訪問し安否確認や見守り活動等を行っていただいておりましたが、対面でなければならない場合を除きまして、電話などによる活動に変えざるを得ない 状況となっております。子どもと高齢者に会う機会が極端に減少したことで、民生委員として本来の職務を果たせていないのではないかといった戸惑いの声が福祉課のほうに届いております。今後は民生委員定例会などを通して、それぞれの委員がこの期間で行った活動方法などを情報共有しながら、今後に生かしていきたいと思っております。以上です。
- ○議長(宮本裕之) 服部議員。
- 〇12番(服部泰征) 昨年12月の一般質問にて災害避難所に関する質問を行った際、プライバシー確保などについては、間仕切り壁10部屋分、20セットを用意しているとのことでした。そこで質問します。5月15日の臨時議会では、避難所の運営について1353万円の補正予算が計上されており、マスクや消毒液、パーティション等の備品購入を行うとされていますが、各地にある避難所の感染予防の備品としてこれで足りるのでしょうか。
- ○議長(宮本裕之) 危機管理課長。
- ○危機管理課長(野上正宏) それでは、感染予防の観点からということで、備品の購入についてお話をいたします。国・県は新型コロナウイルス感染症対策のために、多くの避難所を開設するように進めることを示しております。当町も通常よりも早めに大きな避難所を開設する予定で、大きな施設には備品を備蓄し、その他の避難所として91施設には、消毒液を配置するよう準備をしております。また、補正予算の備品については、大規模な28か所の指定避難所で収容人員を合計6275人を想定して、マスクの例では3日分、そして消防団等の方も入れて2万枚を購入予定をしております。その他といたしまして、自動手指消毒器、パーテイション、プライベートルーム、非接触式体温計、防護服などを購入して、主な大規模施設に配置する予定でございます。過去の避難の状況からなんですが、豪雨災害で避難所の避難者が、北広島町では220人というときがございました。また、広島県の資料からですが、直下型地震広島県

地震被害想定では、北広島町での避難所に832人が避難と想定をされております。しかしながら、近年の豪雨の状況から、早めの避難の必要性から、資料の避難者以上の避難を想定する必要があると考えております。

- ○議長(宮本裕之) 服部議員。
- ○12番(服部泰征) 状況はよくおっしゃっていただいたんですが、足りる足りないで言うとどうなんですか。足りそうか、足りないかで言うと。
- ○議長(宮本裕之) 危機管理課長。
- ○危機管理課長(野上正宏) 間仕切り等でほぼ足りるとは考えておりますが、後に質問がありますように、宿泊所であったり駐車場での車中の避難、そういうことも考えた上で、現在の資機材、足りると思っております。それから、広島県のほうも補正予算を組まれて、感染防止の備品を当町分として準備をしていただいております。本日も備品のほうが届いておりますが、こちらのほう段ボールベッドが196、間仕切りテント56、そのほか消毒液等を購入をいただいて、当町に届く予定となっておりますので、足りると考えております。
- ○議長(宮本裕之) 服部議員。
- ○12番(服部泰征) 足りるということで安心しました。先ほどお答えもちょっと入っていたんですが、次の質問に移ります。天候が崩れて災害が発生する時期が近づいてきました。避難所については、避難者の3密を防ぐため、学校の教室や民間の宿泊施設を使うことも検討されていると聞きます。そこで質問します。感染者に対応するための宿泊施設について、4月の中頃に問い合わせた際には、北広島町単独では対応する医療関係の人員確保も難しく、県に従うとのことでした。これは仕方がないと思われますが、今後、災害等にて避難する場合には、3密を回避するために民間の宿泊施設等の協力も必要と思われます。避難所が足りない場合の対策として、町内の宿泊施設などと協議はされているのでしょうか。
- ○議長(宮本裕之) 危機管理課長。
- ○危機管理課長(野上正宏) 避難所として宿泊施設との協議ということでございます。国及び県からも、通常よりも多くの避難所を開設する準備をするよう通知がございました。町内 5 施設の宿泊施設について、感染防止の協力のお願いをいたしました。施設側は、利用者の状況や設備の状況を検討されて、受入れ可能となれば開設するというものでございます。以上でございます。
- ○議長(宮本裕之) 服部議員。
- ○12番(服部泰征) 受入れ可能ということは、今検討されている最中ということでいいんです かね。
- ○議長(宮本裕之) 危機管理課長。
- ○危機管理課長(野上正宏) 4月のときの通知につきましては、感染の軽傷者の受入れということで、町内の宿泊所はちょっと受入れ不可能ということでございましたが、現在の通知のほうは多くの避難所を開設するという意味でございます。ですから、町が開設した避難所、また地域で、自主防災組織、地域で開設された避難所でちょっと対応できない場合、宿泊所のほうにお願いをして避難をさせていただくという方向をお話をしておりますので、協力いただけると考えております。
- ○議長(宮本裕之) 服部議員。
- ○12番(服部泰征) もし足りない場合は協力していただきたいと思います。公共施設について

は、選択と集中で、場所や機能を集約する方向であります。私もこれまではイニシャルコストやランニングコストの面から賛成でしたが、3密回避を考えたとき、それがあだになる可能性が出てきました。私自身、考え方を変える必要があるのではとも思っています。このように、感染対策の面から言うと、各地域の拠点とする施設が相当数必要になってきます。公共施設については、延べ床面積30%削減を掲げ、個別施設計画を立てるとのことでしたが、この計画に影響はあるのでしょうか。

- ○議長(宮本裕之) 管財課長。
- ○管財課長(高下雅史) 感染防止対策の面から、公共施設の削減に向けた個別施設計画への影響についてですが、公共施設等総合管理計画の中にもありますように、町民1人当たりの延べ床面積は約10㎡あり、全国の1万人から3万人未満の団体平均に比べて、約2倍の床面積を所有している状況ですので、施設を30%削減しても対応できると考えているところであります。なお、避難所で3密の状況を避けるために、避難場所がこれまで以上に必要になる場合は、今まで避難所として使用していなかった学校や体育館、また車等を利用することもできると考えております。以上です。
- ○議長(宮本裕之) 服部議員。
- ○12番(服部泰征) それでは、そういったその他の手段を考えながらこの計画は進めていくということですね。それでは、今後、第2、第3の波が起こるとも限りません。歳出が膨らむことも予想されます。これは先ほど同僚議員の質問からもありましたので、重なることもあると思うんですが、一応、広島県でも各事業を見直して16億円の一般財源を捻出したとのことです。北広島町においても、費用を捻出するため、不要不急の工事の延期、各種イベント等への出費も見直しが必要と思われるが、検討はされているのでしょうか。
- ○議長(宮本裕之) 財政政策課長。
- ○財政政策課長(植田優香) 議員おっしゃいましたように、不要不急の事業の見直しや、今年度中止または開催見通しの立たない行事の事業費などによって、財源を確保することを考えております。
- ○議長(宮本裕之) 服部議員。
- ○12番(服部泰征) 昨年6月、厳しい状況下における役場周辺地区都市再生整備事業について質問しました。そのときの答えとしては、国交省の社会資本整備総合交付金や合併特例債を主な財源としており、国の制度の運用において、平成30年度から5か年計画の承認を受けて行っている。また、実質の町負担として2億1300万円と予想しているとのことでした。私としては、千代田地域づくりセンターの利用率やそのコンセプト、また、現在の問題点である雨漏りやバリアフリー化への観点から妥当と思っていましたが、この状況下において、果たしてこのまま進めていいのか迷っています。そこで質問します。以前、同僚議員が質問した際、全体の工事費が16億円になっているとのことでした。このうち、実質の町負担はいくらになっているのでしょうか。
- ○議長(宮本裕之) まちづくり推進課長。
- ○まちづくり推進課長(沼田真路) 事業全体で見た場合、国庫補助金、地方交付税算入額等を控除した実質の町負担額につきましては3億5400万円を想定しております。なお、以前お伝えしました2億1300万円につきましては、現在建築中のまちづくりセンターに係る工事費、施工監理委託費における町負担分の想定額でございます。

- ○議長(宮本裕之) 服部議員。
- ○12番(服部泰征) 町の負担が3億5400万円ということで、今回の工事に絡むんですが、 コアゾーン芝生広場整備工事について質問します。この工事は今回の定例会の議案にも上がっ ており、金額は9163万円とのことでした。私はこの工事に対して、にぎわいの創出や憩い の場とするコンセプトから、反対ではありません。また、町内の事業者が施工することとなっ ており、大変いいことだと思います。しかしながら、この状況下において不要不急なものに当 たるのではないかと感じています。そこで質問します。このコアゾーン、芝生広場ですね、こ の工事について、感染症が落ち着いてからにするなど、見直しはできないんでしょうか。
- ○議長(宮本裕之) まちづくり推進課長。
- ○まちづくり推進課長(沼田真路) 役場周辺地区都市再生整備事業は、現在建築中のまちづくり センターや、本年度発注のセンターに隣接しております広場を整備するコアゾーン整備工事、 翌年度以降発注を予定しております町道河本中出線拡幅工事などの整備を、社会資本整備交付 金を活用して平成30年度から5か年で整備するという計画を国土交通省から採択を受け、現 在実施をしているものでございます。従いまして、工事は計画どおり進めてまいります。
- ○議長(宮本裕之) 服部議員。
- ○12番(服部泰征) 最近よく耳にするのが、中央ばかりにお金が使われているとの意見です。 町内の各地域には修繕が必要な道路とか、次の質問にも重なるんですが、修繕が必要な避難所 もあると思います。また、経営状況が厳しくなっている中小企業とか、生活が困窮してくる方 もこれから出てくると思います。このコアゾーン整備計画に反対ではないんですけど、さっき 国交省に申請しているということなんですが、この状況下ですので、再度交渉して、時期とか の見直しというのはやはり検討されないのでしょうか。
- ○議長(宮本裕之) まちづくり推進課長。
- ○まちづくり推進課長(沼田真路) 現在のところその予定はございません。
- ○議長(宮本裕之) 服部議員。
- ○12番(服部泰征) 分かりました。これまでも幾度か触れていますが、既存建物で雨漏り等が ひどく、修繕が必要な施設が多くあります。また、先ほど触れましたが、感染拡大防止のため、 各地域にある拠点施設が必要になる場合も生じてくると思います。町内には修繕の必要な施設 が多いのに、計画がなく、劣化が進む施設があります。やはり新しいものを作るよりも、そち らの計画を立てるほうが先なのではないかと思うんですが、どうでしょうか。
- ○議長(宮本裕之) 管財課長。
- ○管財課長(高下雅史) 議員ご指摘のとおり、既存建物において雨漏り等による修繕が必要な施設が増えてきており、既存建物の修繕計画は喫緊の課題と捉えているところです。公共施設について計画的な予防保全をしていく必要がありますので、個別施設計画に関連して、建物の状況を調査し、長寿命化に向けた施設の維持管理に取り組んでまいります。以上でございます。
- ○議長(宮本裕之) 服部議員。
- ○12番(服部泰征) 先日新聞を見ておりますと、国土交通省は、避難所に使う体育館や公民館などの改修や改築、民間ビルの活用などをする自治体に財政支援を行うとの記載がありました。これを機に、早めに計画を立てて改築や改修を進めるべきだと思いますが、検討はされているでしょうか。
- ○議長(宮本裕之) 管財課長。

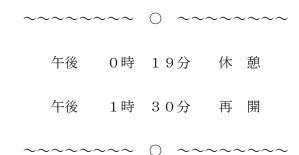
- ○管財課長(高下雅史) 個別施設計画につきまして現在調整中でございます。この個別施設計画 を策定する中で、建物のそういった健全度調査等を行いながら、建物を把握していきたいと思 っておりますので、その後計画をしていきたいと思います。以上です。
- ○議長(宮本裕之) 服部議員。
- ○12番(服部泰征) 財政支援もあるということなので、積極的に活用して、できるだけ建物を 長持ちさせていただけたらと思います。今回の件を受け、思ったことがあります。それは、北 広島町の発展には、観光や企業の誘致による活性化ももちろん重要ですが、大事なのは町内の 資源を町内で循環させることではないかということです。もしその循環ができると、外部要因 の変化に対しても体制を維持できます。今回ほど自主生産ができることの強みを感じたことは ありません。そのためには、基幹産業とも言える農業など、地域資源による生産がより一層大 切になりますが、平素から地産地消、これを推進して、自給率を上げて、収益が出ることが重 要となります。そこで質問します。現在の北広島町の自給率はどうなっているでしょうか。ま た、自給率を上げるためにどのような取組をされているんでしょうか。
- ○議長(宮本裕之) 農林課長。
- ○農林課長(宮地弥樹) 北広島町の食料自給率についての質問でございますけども、食料自給率につきましては、日本では熱量換算しますカロリーベースを使用しております。農林水産省が公表しています全国の平成28年度の確定値、29年度の概算値でございますけども、いずれも38%の状況でございます。広島県の平成28年度の確定値、平成29年度の概算値は、いずれも23%の状況でございます。食料自給率につきましては、人口と農産物の生産量により算出しますけども、北広島町の場合は、農産物の全ての生産量等の確認ができない等のいろんな状況によりまして、正式に北広島町としての自給率を算出して公表したものについてはございません。仮に北広島町の基幹産業であります水稲で試算した場合の状況でございますけども、水稲の場合でありますと170%以上というふうな仮の試算値が出ますけども、本町の農業振興につきましては、食料自給率の向上というよりは、農業生産性の向上、農業の持続的発展、農業所得の向上を図るため、経営所得安定対策等の交付金事業でありますとか、担い手確保経営強化支援事業の様々な事業に取り組んでいるところでございます。農業所得を上げることによって、結果として地産地消につながり、さらに自給率の上がるような施策を今後とも進めていきたいというふうに考えております。
- ○議長(宮本裕之) 服部議員。
- ○12番(服部泰征) そうですね。自給率、正確には出ないと思うんですが、やはり町内で作ったものが町内でどれだけ売れているか、結構私も個人的に気になるので、また積極的に、データを出すというのは難しいかもしれないんですけど、そういった町内で消費する形を目指していただくのは、大変それはしていくべきだと思いますので、またその取組について聞くこともあるかもしれません。次の質問、今ちょっとお答えいただいたんですが、一応もし違うことがあればおっしゃっていただきたいんですが、収入が安定して生活できなければ、なり手が増えないと思います。農業等の生産性や収益を上げるため、どのような施策を行っていくんでしょうか。
- ○議長(宮本裕之) 農林課長。
- ○農林課長(宮地弥樹) 先ほどの繰り返しになることもありますけども、産直野菜振興事業でありますとか、農産物6次産地化事業、あるいはそういったところで産直でありますとか、加工

品等の販売を支援していきたいと思っております。それから、地域農業の中心、担い手につきましては、ハウス等の園芸産地強化支援事業でありますとか、機械等の整備の水田農業経営体育成支援事業等を進めながら、そういった機械導入等の支援を行いながら、農産物の出荷並びに生産者の収益向上を図っていきたいと思っております。あわせまして、新規就農者の確保についても取り組んでいきたいと思っておりますし、今後につきましては、ロボット技術やICTを活用しましたスマート農業の検証も進めながら、農業経営者等の生産者の収益向上につなげていく中で、先ほど言いました地産地消、あるいは自給率の向上に向けての取組を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

- ○議長(宮本裕之) 服部議員。
- ○12番(服部泰征) 分かりました。今回問題となった感染対策への消耗品不足に対応して、フェイスシールド、顔のシールドですね、これを生産した町内企業もあり、大変心強く感じました。今回のことを教訓に、自主生産体制の構築や、町内企業から消耗品等を仕入れる場合の協定が必要だと思われますが、検討はされているでしょうか。
- ○議長(宮本裕之) 危機管理課長。
- ○危機管理課長(野上正宏) 今回の、議員言われましたとおり、フェイスシールドの生産ということでございますが、町としましても、通常生産されているものを変更して、感染防止対策の資材であるフェイスシールドを生産されて、町内で調達を行い、医療機関や一般企業などで活用できることは、非常に心強く、感謝申し上げます。本町の協定の状況ですが、町内企業からの資機材や食品の調達のため、通常販売されているものの調達を円滑に行うために、量販店や食品配送業の企業との協定を結んで、有事の際に対応することとしております。今後も必要性と実効性を研究し、協定について検討してまいります。以上です。
- ○議長(宮本裕之) 服部議員。
- ○12番(服部泰征) このように自主生産を進めるために設備増設とか、そういった必要な購入に対して、また人件費とかに支援や助成をする制度ができたとかっていうのが聞いたことあるんですけど、これまでにそういった相談というのは、特に上がってはないですかね。
- ○議長(宮本裕之) 危機管理課長。
- ○危機管理課長(野上正宏) 相談についてはございません。
- ○議長(宮本裕之) 服部議員。
- ○12番(服部泰征) 相談があればぜひ乗ってあげて、自主生産を進めていただけたらと思います。感染を防ぎつつ、まちの活性化を進めていくには、地域住民、町内企業、そして行政が協力して、一丸となって取り組むことが重要です。そこで、最後に質問します。町民の生活、企業や雇用を守り、持続可能な北広島町にしていくための町長の所見を伺います。
- ○議長(宮本裕之) 箕野町長。
- ○町長(箕野博司) 今回の一連の新型コロナウイルスの影響は世界的なもので、全国的にも大変でありましたし、本町におきましても大きな影響を及ぼしております。本町では、町民の皆様や事業者の皆様のご協力とご努力のおかげにより、感染者が発生することなく今日まで至っております。しかしながら、今後、第2波、第3波が想定される中で、今後の準備が必要であります。新しい生活様式の取組を実践していくとともに、町民や事業者の皆さんと危機意識を共有し、新型コロナウイルスに限らず、災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。これまでの協働のまちづくりを継続して推進していくとともに、将来のまちづくりのためのSDGs

やSociety 5.0など新たな視点を持ち、新たな考え方と技術を加え、町民の皆様が安心して暮らしていける持続可能な北広島町を目指してまいりたいと考えております。

- ○議長(宮本裕之) 服部議員。
- ○12番(服部泰征) 以上で、私の質問を終わります。
- ○議長(宮本裕之) これで、服部議員の質問を終わります。暫時休憩します。1時30分までと します。



- ○議長(宮本裕之) 再開します。休憩前に引き続き、一般質問を行います。ここで、午前中の梅 尾議員の質問に対しての答弁漏れがありましたので、これを許します。町民課長。
- ○町民課長(槇原ナギサ) 梅尾議員からの質問での答弁漏れについてお答えいたします。まず、健全な納付率は何%なのかとのことについてですけれども、日本年金機構は平成31年度の計画において納付率70%後半を目指しています。国民年金制度安定のためには納付率向上が必要であることから、30年度68.1%であり、10%近くの向上を目指して取り組んでいく必要があると考えます。2つ目の持ち主不明の年金記録1951万件のうち国民年金の件数はとのことでありますが、年金事務所に問い合わせたところ、持ち主不明などの内訳は出されていないとの回答でした。3番目の付加保険料納付者の行政報告での数字に大きな開きがあるということですけれども、行政報告で挙げている任意加入者13名については、60歳以上65歳未満の年金加入月が480月に満たない方で、年金額を増やすために任意で国民年金に加入されている人数です。よって、付加保険料納付者人数ではありません。4番目の第3号被保険者の保険料についてでありますが、配偶者である第2号被保険者が加入している年金制度の保険者が集めた保険料や掛金などの一部を基礎年金拠出金として負担しているため、金額は分かりません。5番目の年金受給開始年齢の延長により保険料を下げるのか、受給額を上げるのかとのことですが、現段階で国民年金保険料の納付期間や保険料額の計算方法には変わりありません。年金の受給額については、受給開始を遅くすれば受給額が増えます。以上です。
- ○議長(宮本裕之) 10番、梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) 4点にわたってお答えいただいたんですが、その答弁に対してまた質問するということは許されるんでしょうか。
- ○議長(宮本裕之) 今はできません。
- ○10番(梅尾泰文) できない。じゃあ後ほどもう少し詳しくお聞きしないと、本当にやり取り が成立してないわけですから、そこのところ、議長またご配慮願いたいと思います。
- ○議長(宮本裕之) その後の担当課長と詳しくやり取りを行っていただくように設定しましょう。
- ○10番(梅尾泰文) 要綱も提供していただきたいというふうに思いますが、それでいいですね。

- ○議長(宮本裕之) 次に、大林議員の質問に対しての答弁漏れを許します。財政政策課長。
- ○財政政策課長(植田優香) 大林議員ご質問のプライマリーバランスの算定方法が変更になった 理由でございます。プライマリーバランスは、資金収支計算書の業務活動収支と投資活動収支 の合計額を出すことで、地方債の発行収入と元利償還額を除いた歳入と歳出のバランスを示し ております。投資活動収支には基金の取崩しによる収入と積立てによる支出が含まれておりま して、基金を取崩しをしている団体が収支状況がよく見える課題がありましたため、基金の取 崩し、積立てを除くという算定方法に変更になったものでございます。
- ○議長(宮本裕之) 一般質問を行います。次に、14番、中田議員。
- ○14番(中田節雄) 14番、中田です。先に通告しております1点について質問をいたします。 まずもって、マスクを装着して発言するということはなかなかないんでありますが、大きな声 でね。通常の話はしますけども、何か難しくて、致し方ありませんけども、できるだけ大きな 声で分かりやすく質問してまいりたいと思っております。まず、感染症対策の新しい生活様式 の定着への対応というタイトルでございます。新型コロナウイルスで、これは先ほど町長もあ りましたように、世界で猛威を振るい、短期間に多くの感染者と死者を出しております。我が 国でも、大都市周辺ばかりでなく、地方にも被害が拡大し、感染防止のための対策は住民の生 活を大きく変えるものであり、その影響は多岐にわたり、政治・経済・教育・文化と、今まで の私たちの生活スタイルを一変させるものでありました。新型コロナウイルスは現在収まりつ つありますが、終息したわけではありません。東京、福岡、そういったところではまだまだ、 多い人数ではないにしても発生をしております。第2波が蔓延する可能性も否定できないわけ であります。また、新型コロナウイルスよりも強力な感染力を持ったウイルスが発生する可能 性も否定できません。これは、先の中国新聞の5月8日の新聞でありましたけども、アメリカ の自然保護の方が、ラッセル・ミッターマイヤーさんという方が、まず生態系の破壊を止めよ ということで論文を載せられております。このことについて我々は今何をすべきかと。第1に、 地球上の豊かな生物多様性を守る必要があるんだと。この多様性、生態系というのは我々の健 康を守ってくれていると。第2に、自然破壊を防ぎ、本来なら自然の中に閉じ込められている ウイルスを人間界に出してこないようにするんだと。第3に、大量の肉の消費を減らして植物 ベースの食品への転換を図っていこうと。こうした当面の対策だけでなくて、コロナ終息後の 世界を展望する上で、病原体が将来さらにたやすく宿主となるような人間に、そういうことを ならないように、根本的原因をなくす対策が求められていると。これは世界的な問題ですから、 やはりこれは誰がどうこうということなく、やはりなかなか難しい面はありますけども、根本 的な要因を取り除いていこうということが提唱されております。こうした状況を踏まえ、政府 の専門家会議は、5月15日の新聞ですが、新しい生活様式の定着を提唱しております。その 例を次のように示しております。基本対策、これは人との間隔は2m、そしてマスクの着用、 移動については会った人と場所をメモしておく、頻繁な手洗いと換気、生活面ではね。買物で は少人数で空いた時間に素早くやる。娯楽・スポーツ、歌や応援は十分な距離を取ると。プロ 野球界でも新しい観戦スタイルが確立されようとしております。飲み食いを禁止、大きな応援 はしないと。それと公共交通機関では会話を控え、混んだ時間を避ける。食事は大皿は避け、 横並びで座る。このほかにもテレワークとか時差出勤、オンライン会議の活用といった働き方 改革も促しております。こうしたことを踏まえて、次のとおり質問いたします。政府の専門家 会議の新しい生活様式について、国からこうした指針が届いているのかどうか、まずその点に

ついてお伺いいたします。

- ○議長(宮本裕之) 保健課長。
- ○保健課長(迫井一深) 5月4日の政府の専門家会議で示されました感染拡大を予防します新し い生活様式につきましては、県を通じて町のほうに届いております。
- ○議長(宮本裕之) 中田議員。
- ○14番(中田節雄) 広報の6月号で町長からメッセージとして、また、きたひろネットでも注意喚起をされております。緊急事態宣言が解除になり、今までどおりの生活に戻ることも考えられるわけでありますが、南米チリでは、収束宣言後、段階を踏まえず、通常の生活に返ったところ、第2波が襲い、医療機関が崩壊するほどの大変な事態を招いておるわけであります。我々も今の緊張感を持続して、新しい生活様式が定着するまで継続した啓蒙活動が必要と考えるが、この辺についてはどうでしょうか。
- ○議長(宮本裕之) 保健課長。
- ○保健課長(迫井一深) 緊急事態宣言、広島県が対象地域から外れまして、5月22日、県の対処方針が示されております。それはレベル1として、外出の自粛や施設の使用制限等が基本的に解除されました。しかしながら、引き続き感染拡大防止を図る必要があると考えております。第2波の可能性が十分あることを踏まえ、新しい生活様式の定着に向けて、きたひろネット放送やホームページ、町有施設での掲示等で継続した啓発に取り組んでまいります。
- ○議長(宮本裕之) 中田議員。
- ○14番(中田節雄) 今までの生活スタイルを変えるということは非常に難しいわけですね。でも、最初の頃よりはマスクの定着、手洗い、そういったものについて、あるいは買物に行っても2mの間隔を空ける、こうしたことが徐々に定着してきつつあります。また、要らぬ話をしないということもあります。しかし、なかなか一遍にこのことが定着するわけでもないわけでありますが、こうした今の課長の答弁にあったようなことをずっと継続していく必要があろうと思うわけです。その点について再度お聞きしますが、ネット放送であるとか、言葉での放送であるとか、そういったこと以外にこうした啓蒙活動というのはされる予定はありませんか。
- ○議長(宮本裕之) 答弁を求めます。保健課長。
- ○保健課長(迫井一深) 繰り返しになりますが、ホームページ、あるいはきたひろネット放送、 あと町有施設での掲示等で継続した啓発に取り組んでまいりたいと考えております。もう既に 国が示した新しい生活様式の実践例を基に、北広島町独自の舞太郎をアレンジしました掲示物 について庁舎内でも貼っておるところなので、引き続き啓発に努めてまいりたいと考えており ます。
- ○議長(宮本裕之) 中田議員。
- ○14番(中田節雄) こうした啓発活動というのは考えればまだまだあると思うんですよね。他 市町やられていること、実践されていること、それ以上のものが本町で何かできないか。これ は先ほど町長答弁にありましたように、やはり今までのスタイルを変えるんだと。やはりいろ んな新たな考え方、新たな視点、これが必要になってくるんだと思うんですね。やはり今まで の形式にとらわれずに、自由な発想の中で何ができるかをもっともっと探索していただきたい と思っております。続いて、次の質問に入ります。行政での主な取組についてお伺いするわけ であります。職員の通常事務というのは間隔2mが確保されているのかどうか、まずその点に ついてお伺いします。

- ○議長(宮本裕之) 総務課長。
- ○総務課長(畑田正法) 職員間の距離の確保につきましては、分散勤務や休日勤務の振替等によって出勤調整を行って取り組んできております。住民への対応を含めて、できるだけ人との距離の確保ができるように努めているところでございます。
- ○議長(宮本裕之) 中田議員。
- ○14番(中田節雄) これは、先ほど服部議員の質問にあった答弁と同じですね。そのことは、 私も物忘れひどいほうでありますけども、覚えておりますんで、大丈夫でございますが、庁内 での取組というのは、庁内の消毒であるとか、これは会議室、トイレ、各フロア、エレベータ ー、カウンター、椅子、こういったものについて、どの程度消毒が実施されているのかどうか であります。民間のサービス業界では、来客が替わるたびにテーブルと椅子は消毒をされてお ると。この間ちょっと私も散髪に行きました。1000円カットというぶんで、三次に出向い てカットへ行きましたら、1時間半かかりました。外で待っておるのに1時間、中に入って3 0分と。中を見ますと、通常五、六人おられる職員の方が3名しかおられない。カットする席 が取っ払ってある。3人しか対応できないということで、大変な苦労をされておりました。ま た、散髪が終わるたびにテーブルとか、そういったところをきちっとスプレーで拭いて消毒を されておると。お客さんが待っている椅子も1時間に1回ずつはスプレーで拭いて消毒をされ ておると。せっかくだからと、ちょっと時間が遅くなったので、帰りにくるくる寿司に寄って 帰ったんですが、くるくる寿司のテーブルもお客さんが替わる度にスプレーで拭いて消毒をさ れ、椅子も消毒をされておると。くるくる寿司ですから、レーンには一切ものが乗っておりま せん。注文したものが運ばれてくるということで、こうしたことが実践されていると、大変に 頑張っておられるなという感銘を受けるわけであります。こうした庁舎内部の取組として、消 毒はどの程度されておるのか、まずもってお伺いします。
- ○議長(宮本裕之) 総務課長。
- ○総務課長(畑田正法) 消毒ということですけども、消毒につきましては、各課に消毒液を配布して、常に机であったり、椅子であったり、エレベーターのボタン、ドアノブ等を消毒するようにというふうにはしておりますけども、この頻度につきましては、すべてを把握しておるわけでありませんけども、各課で差はあろうかと思いますが、そういうふうな体制を取っている状況にはございます。
- ○議長(宮本裕之) 中田議員。
- ○14番(中田節雄) 各課に消毒液が配布されておることについては、これは適切な対応だろうと思うわけで、ただ、頻度についてどの程度かということについてですが、私が最近見た感じで消毒されておるという姿は見たことはない。サービス業の世界のように頻繁にされておると、この姿を見せることが非常に大切なんです。というのは、先ほど町長の言葉にあったように、第2波、第3波、そして新たな感染症に備えるためにも、新たな視点と新たな考え方を目指して持続可能なまちづくりを進めるんだという、そうした姿勢はどこに表れるのか。言葉だけではなくて、それを実践することなんでしょう。ということは、現在、一つの事例を申し上げましたけども、そういうふうに頻繁に消毒作業が行われておると。幸い、本町にはそうした感染者が出ておりませんけども、徹底したことを行政もやっておると。そうでなければ、民間に言えないわけでしょう。これをやりなさい、あれをやりなさい、感染症予防のためにこういうことを実践してください、行政自らがそうした姿を見せることによって、町民の方も非常に危機

感を持ってくるわけじゃないですか。その点について、町長、いかにお考えでしょうか。

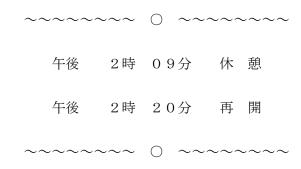
- ○議長(宮本裕之) 副町長。
- ○副町長(中原健) 議員おっしゃられるように、頻繁に消毒ないし、していくのは本来いいことだと思います。ただ、行政の中でそれを確実に、お客さんが、1人ずつのお客さんに対してすべてやっていくというのは、今の現状の中では非常に難しいと思っております。
- ○議長(宮本裕之) 中田議員。
- かなり手いっぱいの状況の中でそれを実践するというのは、お客さん一人 ○14番(中田節雄) 一人が交代するたびに実践するにはなかなか難しい在り方だと思っておりますが、私が見る限 り、そうした消毒作業をされている姿を見たことがないというのが、そこを言いたいわけです。 町民の方は随分見ておられるのかもしれませんけども、そうした姿を見せることは、視覚に訴 える効果というのが、言葉で言うよりも、町長がいくらそうした広報に載せても、あるいは音 声放送で言っても、職員が実践してないということについては、言わないに等しい。広報を見 ても他人事、そういうふうに捉えられても致し方ないわけであります。今後、こうした姿を見 せること、そのことが私たち、この地域を守り、そして持続可能なまちづくりへつなげるんだ という、職員のそうした気持ちという取組、これが、意識が大事なんじゃないでしょうか。あ えてこれ以上は申しませんけども、ぜひともそうした危機感を持っていただきたい。新型コロ ナが終息しても、次の新しい感染症が発掘してくるかもしれない。これは、先ほど言ったラッ セル・ミッターマイヤーさんがおっしゃったように、やはり自然界の中で閉じ込められていた ものが人間界に出てくると。時代が進化するほどにつれていろんな感染症が蔓延してくるわけ でありますから、ただ、その間隔が非常に短くなっている。もっともっと強力な菌が出てくる かもしれない。そうした危惧を持って、恐れを持ってこの問題には対処しなければならないも のだと思っております。続いて、会議の形態、あるいは住民説明会、このありよう、どのよう に進められますか。
- ○議長(宮本裕之) 総務課長。
- ○総務課長(畑田正法) 会議につきましては、特に3密を避けることから、人と人との距離を確保する机・椅子の配置、消毒・換気の励行、短時間会議の執行などに注意しつつ行う必要があると思っております。また、ウェブ会議でありますとか書面会議、書面決議等で対面会議を避ける取組も必要になってくると思っております。
- ○議長(宮本裕之) 中田議員。
- ○14番(中田節雄) 当然、今までのような説明会であるとか会議の持ち方はタブーなんですね。 やはりその中でも、3密を避けるやり方にしても、始まる前、終わった後、そうした消毒作業 の実践と。先般、夜、地域づくりセンター使いましたけども、終わったら必ずテーブルを拭い ておくと。テーブルの拭き方も方向ではないんですね。誰かが言っておりました。テレビでや っておりましたけど、一方向だけに拭いていくんだということのようです。そうしたことの実 践をしていくことが、やはり町民に対してのアピール効果にもなるし、行政も自ら取り組んで おるという実践にもなるわけです。ぜひともそういったことに心がけて会議を開催し、あるい は住民説明会を開催していただきたいということを申し添えておきます。それと、やはり今は 外国からの観光客、そういったものがないわけでありますけども、また修学旅行生とか、そう いったインバウンドの関係も少ないかもしれませんけども、民泊の関係、どういうふうに指導 されていきますか。なければないで結構です。

- ○議長(宮本裕之) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(中川克也) 民泊の受入れ家庭につきましては、今現在、特に対応はしておりませんけれども、今後、コロナ対策等につきましての対応の仕方などを、ガイドラインを示しながら説明会や相談会などを行っていく予定でしております。
- ○議長(宮本裕之) 中田議員。
- コロナの関係がどういうふうに展開していくか分かりませんが、若干大幅 ○14番(中田節雄) に減ってくることは確かだと思っております。それに対する対応といっても、なかなか難しい かもしれませんけども、やはり先ほど言いましたような消毒であるとか、そういった手洗いで あるとか、そういったこともやりながら、それも一つの体験学習の中の一環であろうと思って おりますので、その点も申し添えておきます。それと、やはりイベントに値するかどうかは分 かりませんが、どんぐり財団がされておる元気づくり体操、これは非常に体力を維持、増強す るために有効な手段であります。2月半ばからそういった集まりは全くありませんけども、ま だ再開も、この間6月から再開してきだしたのか、それも参加者が極端に少ないというのは非 常にしんどいと。今度やろうと思えば。だから、6月いっぱい休むと言われておるんですが、 こうした体操の在り方もどういうふうに展開していくのか。どんぐり財団のほうから、広報車 をもって、できるだけ体を動かしてください。そして、ラジオ体操でもいいですからやってく ださいというコマーシャルを受けて、家でやろうとしたんですが、なかなか1人ではできない。 家の中ではできない。やっぱりみんなといるからできるという側面もあります。そうしたこと を踏まえながら、この度の体操を休んだ関係で随分と体が動かなくなった人がいるんではない かと思いますが、そうした方々の声はお聞きになってないですか。
- ○議長(宮本裕之) 保健課長。
- ○保健課長(迫井一深) 6月に入りまして、元気づくり体操のほうも徐々に始めてきております。 再開するのを待っておったんよという声はお伺いするんですが、極端に体力が落ちたとか、通 うんがしんどくなったというのは、まだ開始をしたばかりなので、まだお伺いはしておりませ ん。しかしながら、体力が落ちておられるということも想定されますので、まず、2人組によ るストレッチはまずしないということから始まりまして、マスクを着けてやられるんで、強度 は下げて、徐々に体を慣らしていくといったような形で元気づくり体操のほうは始めていると ころです。
- ○議長(宮本裕之) 中田議員。
- ○14番(中田節雄) おっしゃるとおりですね。学校と一緒なんです、小学校と。一遍に元の体操をしようと思えば、とてもではないですが、大変疲れます。徐々に徐々にやりながら、体も硬くなっておると。私も久々に先般1日だけ参加しましたけども、体が全く動かない。それと同時に、参加者が3分の1に減った。これをやはり元の状態に返す。参加者を多くしていく、そのことがやはり元気づくりの基だと思っておりますし、また、医療費を削減する根本的な要因ではないかと思っております。そこのところをやはりいかにしてまた啓蒙していくのか、できるだけ、無理のない程度でということも含めながら、PR効果しながら参加者を増やしていく、コロナが発生する前以上に参加者を増やしていくことが非常に重要ではなかろうかと思いますんで、その辺についても、もっともっといろんなことを考えていただきたいと思います。最後の質問になりますけども、学校教育で、現在のクラス編制で生徒間の2m間隔は確保できているんだろうかどうだろうか、その点がちょっと気になるわけであります。

- ○議長(宮本裕之) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(植田伸二) 町内公立小中学校13校の中で、一部のクラスにおきまして2m間隔の確保が難しい状況はございます。去る5月22日付け文部科学省、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式についてでは、感染レベルがレベル1の地域にあっては、教科の活動は十分な感染対策を行った上での実施とされています。身体的距離の確保は、1mを目安に学級内で最大限の間隔を取ることとされており、確保しています。児童生徒、教職員の安全を第一に、感染リスクの低減、感染症対策の徹底に可能な限り努めてまいります。以上でございます。
- ○議長(宮本裕之) 中田議員。
- ○14番(中田節雄) 元々学校自体が十分なスペースを取って建築できるものではなかったわけですから、なかなか対応は難しいと思うんだけども、その中で知恵を絞っていくしかないわけであります。ぜひともそういったことを頭に置きながらいろんな対応を図っていただきたい。また、今の学校現場ではまだまだ様々な問題ありますけども、私はその点だけ。それと同時に、また、小学校の集団登下校、これは早いうちは昼前で帰ったりしますから、臨時便で対応されておったわけですが、慣れてきますとまた集団の登下校ということになりますんで、その辺は、保護者の方もついておられますけども、どういうふうな指導をされておりますか。
- ○議長(宮本裕之) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(植田伸二) 小学校の集団登下校への対応でございますが、バス通学の児童につきましては、6月1日の学校再開後、過密乗車を避ける措置としまして、2週間程度の増便対応を取っております。乗車前に、家庭において検温し、発熱が認められる児童は乗車を見合せること、会話を控えることやマスクの着用、降車後は速やかに手を洗うなどの指導を行っています。徒歩の集団登下校につきましても、密接とならないように指導し、登下校の際、校門や玄関口での密集が起こらないよう配慮をしています。以上です。
- ○議長(宮本裕之) 中田議員。
- ○14番(中田節雄) 現時点でできること、対策は講じられておるということですね。分かりました。また、教育の一環として行われておる運動会とか、あるいは文化祭、学習発表会、これらについては今後どう展開するんだろうかという思いがあります。これは、また今の状況、収束状況を見ながらという側面もあるかもしれませんけど、現時点においてはどういうふうにお考えでしょうか。
- ○議長(宮本裕之) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(植田伸二) 学校行事につきましては、議員おっしゃるとおり、今後の状況を見ての判断となってまいります。実施に当たりましては、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、開催の時期、場所、時間及び開催方法などについて、感染拡大防止の措置を講じるよう十分に配慮いたします。学校が再開し、今後、各学校で行事を計画することになりますが、教育委員会としましては、学校行事も必要な教育活動と考えており、開催判断に当たっての必要な指導助言に努めてまいります。以上でございます。
- ○議長(宮本裕之) 中田議員。
- ○14番(中田節雄) 現時点においてはそれしか言いようがないと思いますけども、今回のコロナに関するこうした問題というのは、先ほど言いましたように、非常に幅が広うございます。 私は行政内部、そうした現場のことだけをちょっと取り上げましたけども、やはりこれからは

ウイルス災害ばかりでなくて、台風も大型をしてくる、また地震も想定をされる、こうしたことが複合災害となったときには経験したことのない苦難を経験するわけであります。これを回避するためにも、私たち一人ひとりが政府専門家会議の提唱する新しい生活様式を実践して、家庭と地域を守り、ひいては日本と世界の平和と安定に寄与していくものだと思っております。また、町長の言われておる、そうした新たな感染症対策、新たな考え方、新たな視点、こういうものをきちっと自分の、何ができるんかということを整理しながらやっていくべきであろうと思っております。そのためにはやはり、先ほど申し上げましたように、各庁内の消毒はしていると言われても、私は見たことがないわけでありますので、かなり頻繁さという点については欠落しておるんではなかろうかと思います。これは町民に対する視覚に訴える効果として非常に有効ではありますし、そうした危機感も緊張感も皆さんに持っていただく上で大変重要な要素でありますので、そのことを実践していただくよう申し添えて、質問を終わります。

○議長(宮本裕之) これで、中田議員の質問を終わります。暫時休憩します。20分までとします。



- ○議長(宮本裕之) 再開します。次に、8番、山形議員。
- 8番、山形しのぶでございます。先ほどの同僚議員の話の中にもありまし ○8番(山形しのぶ) て、この台も消毒をしてもらった状態です。先に通告しております大項1点について質問をい たします。休業明けの学校教育について伺います。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、 全国の学校教育がストップしました。北広島町内でも、数日の違いはありますが、3月2日か ら、そして5月17日までの間、少し休みは、学校に行く日はありましたが、3か月弱休業と いう形になりました。そして、5月18日からは分散登校となり、週2の登校、そして6月1 日から登校をしている状態です。ちょうど今朝、小学校に月に一度の絵本の読み聞かせに行っ てまいりました。小学校1年生の教室で絵本を読んだのですが、いつもであれば、6月頃とな りますと、小学生、1年生も少し表情がリラックスしており、やんちゃにはしゃぐ時期ではあ りましたが、今日は小学校1年生の子どもたちがとても静かな状態でした。入学してから学校 にまだ1か月も行っていません。学校に慣れていない状況というのがあるのかもしれないなと いうふうに感じたところです。この休業中、休校の期間は、先生方をはじめ、本当にきめ細か い対応をたくさんしていただきました。たくさんの保護者の方から話を伺いましたら、学校に よっては先生方から、様々な先生が毎日保護者の携帯にメールを送っていらっしゃいました。 校長先生や学校連絡だけでなく、様々な先生が子どもたちへのメッセージをメールとして送っ ていらっしゃいまして、そのメールを宝のメール箱という形で、保護者の方がいつも楽しみに していた。そして、分散登校が始まる日の朝、子どもが一歩出すのが難しいかもしれないと思

っていたときに、先生からの優しいメールが届いたそうです。先生はここまで考えてくれてい るんだなということを実感することができた休業期間だったという声も伺いました。ですが、 保護者の皆さんも、子どもたちの生活習慣が崩れないようにすること、また、学習の確認や昼 食の準備など、今まで以上に多くのことに留意しながら対応されていらっしゃいました。在宅 で仕事をしている方は、仕事を在宅で行えるよさを感じながらも、子どもの様子を見ながらの 仕事をするということは大変難しく、また、自宅で子どもたちのみ留守番をさせ仕事に行かれ た保護者は、様々な犯罪のニュースが出るたびに、我が子が巻き込まれないかという不安を終 始持ちながら仕事をするという辛さもあったのではないでしょうか。そして、今まで学校で過 ごしていた時間を、家のみで過ごし続けた子どもたちの頑張りはとても大きいと思います。誰 もが我慢をし、先の見えない不安と共に過ごした時間で、今まで感じることができなかった感 情を持った期間になったのかもしれません。ある中学校の校長先生が入学式のときにおっしゃ いました。今は我慢のときです。でも、この我慢が力になります。先生は君たちを深い愛情を 注いでいきます。最高の3年間になるように先生方は頑張っていきますというメッセージを伝 えていらっしゃいました。我慢の中でも先生方からのそのメッセージ、そして子どもたちのこ れからの一歩に大きな力となる言葉になったと思います。ですが、今後は、長期間の休業期間 だったこと、また、今後の教育環境も不透明であるため、学校再開後の学校教育にも多くの不 安があります。学校とは学習をするだけの場所ではありません。様々な人との関わりによる心 の学びや、部活動を通じて培われる運動などの能力向上や社会性を養うこと、そして、子ども たちの笑顔や元気な声により地域を明るく元気にしてくれる力まで構築する場所でもあります。 学校が再開し、少しでも安心と、そして、この時期だからこそ希望を持って日々を過ごすこと ができるように、北広島町教育委員会や北広島町の今後の学校教育の在り方について、そして 考え方について伺います。まず、1点目です。現在の中学校1年生、昨年度で小学校6年生、 現在の高等学校1年生、ここは町の教育委員会の管轄ではございませんが、昨年の中学校3年 生の生徒です。突然の休業によりまして、前年度分、6年生の3月分、中学校3年生の3月分 で未指導の学習もあるのではないかと思います。各学校によって進め方が違うと思いますので、 それぞれ学んだ子もいれば学んでいない子もいます。その学習補充はどのように行いますか。 また、行いましたか。伺います。

- ○議長(宮本裕之) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(植田伸二) 前年度分で未指導となりました学習でございますけれども、この春卒業の中学校3年生にはございませんで、小学校6年生の一部にございました。その対応といたしましては、進学した中学校の今年度の教育課程内で、弾力的に補充のための授業を行うなどで、指導漏れがないように対応しております。以上でございます。
- ○議長(宮本裕之) 山形議員。
- ○8番(山形しのぶ) 漏れがないように補充というふうに伺いましたが、この補充は授業時数内 で行いますでしょうか。または放課後に行うという、一部の生徒のみ行うという形でしょうか。
- ○議長(宮本裕之) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(植田伸二) まだこれについては、授業が完全に済んでない状況なので、今は対応中であるというふうに聞いておりまして、個別にちょっと把握はしておりません。
- ○議長(宮本裕之) 山形議員。
- ○8番(山形しのぶ) 対応中ということですので、じゃあすべてこの小学校は、この学習はまだ

未実施である、未指導であるというのを確認をしている状態で、これからその指導を決めていくという形でよろしいですか。承知いたしました。それでは、続いての質問を伺います。休業期間中に学校や教育委員会が行った教育支援というものはどういったものがありましたでしょうか。また、町独自で行った教育支援がありましたら伺います。

- ○議長(宮本裕之) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(植田伸二) 休業期間中の対応につきましては、学校におきまして、各ご家庭との連携の中で、規則正しい生活と学習習慣の指導把握や、指導計画を踏まえた主たる教材であります教科書に基づいたプリントなどの学習課題のやり取りにより学びの保障に取り組んだところです。独自の取組といたしましては、直接の教育支援ではございませんが、臨時休業に伴い、家庭で過ごす児童生徒が規則正しい生活を意識し、健康的で文化的な生活を送るため、体・徳・知の視点から、きたひろネットを通じ、町内全小中学校による、きたひろスクールと題した教育番組を制作し、放送しました。また、規則正しい生活を意識するきっかけ作りとして、きたひろネット音声放送の朝の放送で、町内各小中学校の校長先生によります、おはようコールと題した声かけ運動を行いました。以上でございます。
- ○議長(宮本裕之) 山形議員。
- ○8番(山形しのぶ) きたひろスクール、私も拝見いたしましたが、様々な学校の特色が表れていて、とても面白い授業といいますか、こういった形で紹介もできるんだなというふうに拝見をさせてもらったところです。また、家庭での学習がしっかり整うようにと、様々なプリントや教材等を先生方が準備いただきましたが、これはすべて、例えば町内の1年生の担任の先生方が集まってこういう形でやろうという形ではなく、各学校の担任に任せたという形でよろしいでしょうか。
- ○議長(宮本裕之) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(植田伸二) そうでございます。
- ○議長(宮本裕之) 山形議員。
- ○8番(山形しのぶ) 先ほどの答弁の中にも、規則正しい生活という形で音声放送もございました。また、子どもたちの3食、朝起きる時間、夜寝る時間、朝食に一体何を食べたかというのを答える学校もありましたが、こういった形も、それも学校独自で行いましたか。教育委員会のほうがそれをやりましょうという形だったのかどうかを伺います。
- ○議長(宮本裕之) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(植田伸二) 家庭での生活習慣の把握ということは町の教育委員会のほうからも 指導はしておりまして、それに沿った形で取り組んでおられたということでございます。
- ○議長(宮本裕之) 山形議員。
- ○8番(山形しのぶ) 学習のみならず、生活習慣を整えてもらうように、様々に声をかけていただいたというのは大変ありがたいことだと思います。その中でもちょっといろいろ難しいこともありまして、朝食のほうも、3食きちんと摂りましょうという表もあって、その表を書いて、全部丸だと60個、54個以上だと金メダルという形で先生からシールを貼ってもらえます。結構親もプレッシャーで、子どもが頑張って起きているのに親が朝食を作らないということにはいかないということで、非常に親もプレッシャーを感じながらされていらっしゃる。またそれがしんどかったよという声も少しありました。お昼ご飯を作るのも大変だったので、様々な形で保護者の方からもいろいろな声が届いていると思いますので、今後に、もしまた休業とい

うことになりましたら、そのことを生かしていただけたらと思います。続いての質問になりますが、休業期間中の学習の成果、先ほども教材という話がありましたが、その教材を提出をしております。この学習の成果はどのように取り扱うかというものが少し気になります。文科省のものによりますと、こちらはワークブックや書き込み式のプリントの活用、レポートの作成や登校日における学習状況の確認のための小テストを実施するなどによりまして、レポートに対する教師のフィードバックや児童生徒自身によるノートへの学びの振り返り記録など、学習成果を児童や生徒自身が自覚して、次の学習に生かしている取組というのがありました。この把握の支援を行っていくというのが文科省のほうでは出ておりますが、これの成果、出されたもの、例えば丸、バツ、全間正解だった、全間不正解だった等がありますが、その学習の成果としては、成績につながるものになりますでしょうか。どのように学校が扱うのか伺います。

- ○議長(宮本裕之) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(植田伸二) 臨時休業期間中に実施した、指導計画を踏まえた学習課題の成果に つきましては、教師がその学習状況や成果を確認した上で、学校における学習評価に反映され ることになります。以上でございます。
- ○議長(宮本裕之) 山形議員。
- ○8番(山形しのぶ) その学習の評価につながるというのがすごく難しい。文科省は出していますが、非常に難しいのではないかと思います。中には親と一緒に宿題に取り組んだ子どもは分かるんですが、習っていないところの授業部分を学習をしています。全く分からない状況になると、成果として表れるのは非常に難しい。親が手伝ったかどうか、手伝っていないかどうかだけで子どもたちの評価というのがつながるのが納得いかないんですが、そういったことについてはどのようにお考えですか。
- ○議長(宮本裕之) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(植田伸二) 議員おっしゃるとおりで、議員もおっしゃいましたが、文科省による指導というものがありまして、私の答弁もそれに沿ったものなんですけれども、実際、今年はスタート、臨時休業期間が長くて、3回の評価ということができないのかというふうにも考えておるんです。それで、2回の評価になるとすれば、この臨時休業期間でなくて、もっと1学期でなくて長いスパンで見て、トータルで評価をするということになりますので、この休業期間中の学習が直結するというものではありませんので、もう少しそういうところは柔軟な見方ができるのかというふうに考えております。以上です。
- ○議長(宮本裕之) 山形議員。
- ○8番(山形しのぶ) 直結の評価につながらないというふうに聞きましたので、安心しました。 評価のほうが3回ではなく2回にするという話が今ありましたが、そちらはもう決定という形でよろしいでしょうか。
- ○議長(宮本裕之) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(植田伸二) 検討中でございます。
- ○議長(宮本裕之) 山形議員。
- ○8番(山形しのぶ) 少しそういった部分、学習の成果のところですね。仕事をしながらという ふうになるとなかなか難しかったと思いますので、親がそのことについて子どもにごめんねと いうふうにならない形で、教育委員会のほうも考えていただけたらと思います。また、先ほど の質問にもつながりますが、休業期間中は長期にわたりました。親がその宿題を見ることがで

きた人というのは、ある程度理解をする部分もあったと思います。例えば小学校1年生ですと、 学校に行ったのは数日ですので、習って帰ってきたものは数字の書き順のみでした。ですが、 宿題はあいうえお、かきくけこ、すべてを書かなくてはいけない。算数の足し算まで宿題にあ りました。それは6月までの学習を考えるとすべき点だったので、そのことを行いましたが、 非常に難しかったと思います。ですので、分からないまま6月分までを終えてしまっている児 童生徒も多くいるかと思われます。そういった学習の遅れが心配されますが、そういったお子 さんたちにはどのように対応されますでしょうか。伺います。

- ○議長(宮本裕之) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(植田伸二) 臨時休業が長期化し、児童生徒の学習の遅れや生活リズムの乱れが 危惧されますことから、学校再開後、まずは各児童生徒の学習や生活状況の丁寧な把握に努め ております。学習内容の定着を確認した上で、必要に応じ、補充のための授業や補習の実施、 また、追加の家庭学習を適切に課すなどの対応をしてまいります。また、授業時間確保の観点 から、夏季休業の短縮措置を取らせていただくこととしております。以上です。
- ○議長(宮本裕之) 山形議員。
- ○8番(山形しのぶ) 夏季休業という話がありましたが、授業不足、今のところ、5月5日現在 の段階で5月末まで休校、分散登校がございましたが、休校していた状況ですので、中学校3 年生の授業日数は45日間不足というのが出されております。その中で夏休みを短くすること、そしてさらに、状況に応じて補充を行う等がありますが、少しこちらは質問に入れておりませんので、答弁できる範囲で構いません。こちらの45日間程度授業が不足していますので、各 県によりましては、土曜日にも授業を行うというのがございました。月に1程度の土曜授業を 行う等で対策をするというのが出ておりましたが、北広島町で、今、補充というのがありましたが、土曜日補充という考えはございますでしょうか。伺います。
- ○議長(宮本裕之) 教育長。
- ○教育長(池田庄策) まず、土曜日のことでございますが、現状では考えておりません。全体的な開校日数を計算したところ、35週、最低の部分の35週は取れる予定になっています。ですが、これも冬休みと学年末休業等の短縮というのもあり得るかも分かりませんが、まだ冬と春については、期日の指定はしておりません。今後の状況によって決定してまいりたいと思っております。以上でございます。
- ○議長(宮本裕之) 山形議員。
- ○8番(山形しのぶ) 様々な状況を見ながら、今後決めていく部分があるというふうに確認をしました。学習の遅れが心配されるというのがありましたが、学習指導要領によりますと、実施できないものもございます。例えば、文科省が出しているものであれば、音楽の合唱はNGですよね。今、このたび合唱というのができない。また、調理実習というのができないというふうに、評価につながる部分の未実施があるというふうになるかと思いますが、こういった未実施について、評価についてはどのようにされますでしょうか。
- ○議長(宮本裕之) 教育長。
- ○教育長(池田庄策) その辺りの評価も、これから最終的なものは出してまいりますが、現時点では考えておりませんし、今、家庭科の調理実習あるいは音楽等も申し上げられましたけども、総合的な学習の時間が非常に困っております。年間の計画と、もう既にシーズンが過ぎておりますので、その辺りをどうするかをこれから全県的、全国的な流れの中で検討してまいりたい

と思っておりますし、それと、評価のことにつきまして、先ほど課長が答えましたが、やはり中学校は選抜 I等の入試もございますので、やはり3回の評価をしたいというふうに考えておりますので、中学校と小学校は、評価の仕方が若干変わってくるかと思っております。以上です。

- ○議長(宮本裕之) 山形議員。
- ○8番(山形しのぶ) 評価のことは大変難しい状況だなと思います。また、広島県のほうが選抜 I の評価をどう入れるかということで変わってくるかとは思いますが、たくさんの子どもたち、プラス先生方にも多くの負担が行かない形で、授業もしてもらいたいけども、子どもたちもまだスタートしたばかりでしんどい状態です。先生方も手探り状態でやっていますので、そういった状況を教育委員会のほうが、ちょっと後押しをしてくれるような状況を学校現場に出してもらいたいと思います。そして、続いての質問になりますが、休業中に児童や生徒、保護者から届いた不安な声はどのようなものがありましたでしょうか。また、その声についてどのように対応されたかどうか伺います。
- ○議長(宮本裕之) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(植田伸二) 学校休業の長期化による学力低下への不安であったり、受験生保護者からの今後への不安などの声をいただきました。対応としましては、ご相談いただいた時点におけます現状のご説明、また直接学校に相談いただき、連携をしていただくことで、不安の解消につながるよう対応いたしました。以上でございます。
- ○議長(宮本裕之) 山形議員。
- 不安の声を直接届けられた方もいらっしゃいますし、不安の声を届けるこ とができていない保護者もいらっしゃると思います。ちょっとそういった形の、受験に対して 不安に思っていらっしゃる方に相談の時間を作るとか、今、会うことも難しくはなってきてい ますが、様々な形でちょっとこちら側からも提供する場を作ってもらいたいなというふうに思 います。先ほどの評価のことも不安に思っていらっしゃるけど、どうなんだろうかと思ってい らっしゃる方、中学校のほうには3回評価で考えていますよとか、小学校のほうは2回評価に なるかもしれないとか、受験生の親については特にそこが大きくなってくると思いますので、 こちらから提供するということも取り組んでもらいたいと思います。先ほども少しございまし たが、学校行事のことです。運動会や修学旅行、また様々な学校行事が今、延期、中止を決め ているものもございます。延期になっている学校行事というのが行えるかどうか、これは、先 ほどの話にもありましたが、本当に状況を見ながらというのが非常に難しいことではあります。 すぐにもう今の段階で12月の修学旅行へ行けませんというふうに決められてしまうと、もう 少し待ってほしいという保護者もいらっしゃれば、早く決めてもらわないと子どもたちがずっ と期待してしまうと思う保護者もいらっしゃるので、本当にそこは様々で難しいと思いますが、 この学校行事等の開催するかしないかという判断は教育委員会が最終的には決めますでしょう か。学校でしょうか。伺います。
- ○議長(宮本裕之) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(植田伸二) 最終的には各学校での判断となってまいります。以上です。
- ○議長(宮本裕之) 山形議員。
- ○8番(山形しのぶ) 最終的には学校ということを伺いました。ある子どもたちの声というのがありまして、今、学校現場、もしくは日本全国、主体性のある子どもたちをとか、自律的に学

び続ける子どもたちをということをつくっていきたい、築いていきたいというのが、学校現場が言っているにもかかわらず、すべてこのことは大人が決めてしまっています。行事を行う行わないという判断を、子どもたちではなく大人が決めてしまった状態で、子どもたちになしになったよというふうになってしまっています。子どもたちはそこで意見を言うことができません。運動会は絶対やってもらいたいというのを思っているけど、もう大人が決めるのが当たり前になっているので、その声を出すことを抑えられている気がするんですね。もっと子どもたちが例えば絶対したいですと言って、でもできなかった、残念だねという状況はあるとは思うんですが、子どもたちの思いを聞くことというのはできませんでしょうか。伺います。

- ○議長(宮本裕之) 教育長。
- ○教育長(池田庄策) ご質問の内容についてはよく分かりますし、現在、教育委員会と学校、いわゆる校長とはウェブで週1ぐらいで校長会をやっておりますけども、今の話題が一番中心的です。いわゆる学校行事をどうするか、特に運動会、修学旅行です。基本的には校長会も教育委員会もやる方向で検討はしておりますが、感染状況の今後を考えて、特に修学旅行は受け入れてくれる旅行業者等のこともありますので、できるだけ学校行事は進める方向でいきたいと思っておりますし、先ほどの評価等につきましても、これからもしっかり考えていこうと思っております。以上です。
- ○議長(宮本裕之) 山形議員。
- ○8番(山形しのぶ) 先生方も悩みながら、とにかくやって、子どもたちの喜ぶ、こんな我慢をしているからこそ喜ぶ状況を作りたいという、そのためだけにも先生が頑張ってくださっているとは思います。子どもたちが、先ほども言いましたように、自分たちがもっと声を出せる環境というのを作ってほしいなというふうに思います。そこに親も我慢しなくちゃいけないと思うんですね。親が子どもより先に駄目だ駄目だ、絶対ないよというのではなく、子どもたちからまず声を上げて一緒に考える環境というのを親たちも作らないといけないと思っています。続いての質問です。中学校の部活動の実施については今後どのように考えていますでしょうか。
- ○議長(宮本裕之) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(植田伸二) 文部科学省のマニュアルによりますと、現状の地域レベルにおきましては可能な限り感染症対策を行った上で部活動に取り組むとされております。しかしながら、臨時休業期間におきまして運動不足となっている生徒もいると考えられるため、この6月は2週目からの実施としまして、土曜日と日曜日は休養日、1日の活動時間は放課後2時間以内で、可能な限り感染症対策を行った上で、適切に活動することとしております。部員の健康観察の実施、また感染状況の把握に努め、状況によりましては活動を中止するなどの措置を取ってまいります。以上でございます。
- ○議長(宮本裕之) 山形議員。
- ○8番(山形しのぶ) コロナウイルス感染に対しまして、用具の清掃や、発声をしないとか、換気や、短時間というのが出ておりましたとおり、そのとおりの部活動というのもいろいろ行われていくのだろうなというふうに思います。続いての質問にまいりますが、県選手権につながります芸北地区の中学校選手権大会が中止となりました。大きく出されております甲子園、また全国大会等もなくなったという話があります。代わりの大会開催、中学生の子どもたちの大会は、7月に一応郡総体が行われる予定ではありますが、こちらのみというふうになりますでしょうか。伺います。

- ○議長(宮本裕之) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(植田伸二) 議員おっしゃるとおり、広島県、また全国大会に向けての予選大会であります芸北地区中学校選手権大会は、県大会・全国大会の中止を受けての中止でございまして、代わりの大会の開催は行われません。来月に開催予定であります芸北地区中学校体育連盟主催の山県郡及び芸北地区総合体育大会につきましては、3年生には最後の大会でもあり、今後の状況によりますけれども、何らかの形での大会なり試合の開催を検討されていると聞いております。以上です。
- ○議長(宮本裕之) 山形議員。
- ○8番(山形しのぶ) なしにすれば簡単なところを、何とか中学校3年生の生徒たちにも最後の活躍の場をというふうに考えてもらえていることは大変ありがたいことだと思います。この長期休業につきまして、児童や生徒の心のケアも必要とされます。スクールカウンセラー来校日を増やすなど心のケアへの対策というのはありますでしょうか。来校日が、増やしますよ等がありましたら伺います。
- ○議長(宮本裕之) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(植田伸二) 学校再開後におきましても、様々な不安やストレスを抱える児童生徒や、保護者の経済状況など家庭環境に変化が生じる児童生徒の増加も危惧されます。学級担任や養護教諭を中心に、健康観察やストレスチェック、保護者からの情報収集などを行うことで、児童生徒の状況をしっかりと把握し、健康相談の実施や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどによる心理面、福祉面からの支援など、教員だけでなく、様々な専門スタッフと連携協力し、支援をしてまいります。回数の増加につきましては今のところ考えておりません。以上です。
- ○議長(宮本裕之) 山形議員。
- ○8番(山形しのぶ) 様々な心のケアの対策は考えているというふうに伺いました。スクールカウンセラー等の来校は増えないということですが、養護教諭の先生方がこの休業中大変、例えば一軒一軒お電話をしてくださって、子どもたちの状況を確認をしたということもありました。養護教諭の先生方がさらにこの感染、コロナウイルスのことで今まで以上に忙しく過ごしていらっしゃるのではないかと思います。続いての質問にもなりますが、不安を持ちながら児童や生徒に対応していく教職員の負担というのも非常に大きいと思います。この教職員の皆様のケアについて、教育委員会が考えていること、また対応していること等ありましたら伺います。
- ○議長(宮本裕之) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(植田伸二) 教職員につきましても、児童生徒と同様に感染症対策に取り組み、 毎朝の検温や風邪症状の確認を行い、風邪症状が見られる場合には自宅で休養することとして います。また、労働安全衛生法などに基づく安全配慮や健康配慮、また働き方改革への取組に よりまして、労働環境の改善に努めております。以上です。
- ○議長(宮本裕之) 山形議員。
- ○8番(山形しのぶ) 非常に先生方の負担も大きいと思いますので、先生方もちょっと声を出してもいいんだ、子どもたちが我慢をしてるから、頑張っているから、今私たちが弱音を吐いちゃいけないと思ってらっしゃる先生方も多いと思うんですね。今までにないことの中、頑張っていらっしゃいますので、ちょっと教育委員会がそこの背中を支える部分を作ってもらいたいと思います。この自粛生活が続きまして、世界でも日本でも虐待件数が増加しているという情

報がございます。これは大変広くあると思いますが、把握と対応について担当課に伺います。

- ○議長(宮本裕之) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(植田伸二) 学校再開後は、学級担任や養護教諭などを中心としたきめ細やかな 健康観察や健康診断などの実施、学校休業中の聞き取りなどを行うことにより児童生徒の状況 把握を行っています。虐待が疑われる児童生徒につきましては、速やかに福祉課子育て支援係 と連携をし、学校、スクールソーシャルワーカーや関係機関などを確実につなぎ、必要な支援 を行ってまいります。以上です。
- ○議長(宮本裕之) 山形議員。
- ○8番(山形しのぶ) ただいま福祉課と共にというのがございました。学校生活となりますと、 児童生徒、小学生から中学生というようにありますが、虐待、声を上げることができない子ど もたちの虐待件数も増えているという状況がございます。福祉課のほうで何か対応されている ことがありましたら答弁ください。
- ○議長(宮本裕之) 福祉課長。
- ○福祉課長(芥川智成) 福祉課から虐待件数についてお答えいたします。学校休業中、新規に1件ほど虐待の認定をしております。しかしながら、学校休業中におきまして大きく件数が増加しているとは考えておりません。また、この学校休業中の期間の対応としましては、子どもが家庭にいる時間が非常に多くなっております。虐待のリスクが高まるというおそれがあることから、関係機関の協力を得ながら、現在認定しております要保護児童、要支援児童、そういった家庭について随時状況確認を行ったところでございます。
- ○議長(宮本裕之) 山形議員。
- ○8番(山形しのぶ) 福祉課のほうから休業中はというのがありましたが、ちょうどその休業中は見えない部分ではありますので、今のような形で声を拾いやすい環境というのを整えていただきたいと思います。今から学校が始まって見えてくる部分があると思いますので、学校教育課と福祉課、またその他の課も協力して、子どもたち、またその虐待をする親の心も支えてもらえる環境を作ってもらいたいと思います。先ほど少し答弁にもありました、今年度の夏休みは7月31日が終業式、8月18日が始業式という学校が非常に多い状況です。冬休みのほうが、12月23日が終業式ということのみ伺いましたが、まだ冬休み、春休みについては期間を考えていないということですが、その形でよろしいでしょうか。
- ○議長(宮本裕之) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(植田伸二) よろしいです。
- ○議長(宮本裕之) 山形議員。
- ○8番(山形しのぶ) 様々な学校教育について伺いました。その次にある質問ですが、9月の入学制度というのは、ちょっとここはもう今の状況から離れてきていますので、この質問は割愛をさせていただきたいと思います。長い休業期間を受けまして、今後の学生生活で児童生徒、教職員はどのように過ごしていくべきか、大切にすべきことは何と考えるか、教育長の考えを伺いたいと思います。教育長は、聞くところによりますと、子どもたちが、学校がスタートした6月1日の日も、大休憩の子どもたちが遊んでいる様子を車で見ながら状況を確認をしていたといううわさも伺いました。子どもたちの小さな状況を教育長が動いて確認をされていらっしゃるというのを伺いましたので、それで子どもたちのことを見ていただいているのだなというふうに実感をしています。その教育長の考えを伺います。

- ○議長(宮本裕之) 教育長。
- ○教育長(池田庄策) ウイルスの感染症への不安が、完全にゼロではございません。まずは、北 広島町内の児童生徒が、基本的な生活のリズムを取り戻すということが第一でございまして、 学校が楽しい、勉強が楽しいということからやってまいりたいと思っております。以上です。
- ○議長(宮本裕之) 山形議員。
- ○8番(山形しのぶ) 本当に勉強のことも気になる保護者も大変多くいらっしゃると思いますが、何より帰ってきて楽しかったよというふうに帰ってくる子どもたちの笑顔が続くように、教育委員会としても、様々な困難な状況でございますが、子どもたちを支えてもらいたいと思います。長い休業期間が明けまして、今後、北広島町の子どもたちが過ごす学校教育はどうあるべきなのか、北広島町として子どもたちをどのように応援していきたいと考えているのか、最後に町長の考えを伺います。
- ○議長(宮本裕之) 箕野町長。
- ○町長(箕野博司) 児童生徒の皆さんは、このコロナウイルス感染症による長い休業期間で、学校に行かれない、外で遊べない、友達と遊べない時間を経験し、この6月から再び登校することで、ふるさとの学校や友達の大切さを感じ、学校の楽しさを感じられていることと思っております。また、地域におかれましても、学校に通う子どもたち、外で遊んでいる子どもたちがいないということがどれだけ寂しいことか、学校に通う子どもたちの姿を地域で見られることがどんなに活気がありうれしいことか、感じられているのではないかと思っております。北広島町では平成27年度から、ふるさとを愛する心と夢を育む教育として、ふるさと夢プロジェクトを進めております。ふるさとを知り、ふるさとを愛し、将来ふるさとに住みたい、ふるさとに帰りたくなる子どもの育成に向けて、子どもは地域の宝であることを再認識し、家族や地域全体、そして北広島町を挙げて子どもたちの成長を応援し、支えてまいりたいと考えております。
- ○議長(宮本裕之) 山形議員。
- ○8番(山形しのぶ) 町長から、子どもたちがどのように育ってもらいたいか、そして、子どもたちにどのように接して、北広島町のよさを感じてもらいたいかということを答弁いただきました。子どもが昨日の夜、蛍を見に行きまして、すごく蛍がきれいで、ああここで蛍があるよというのを明日学校で誰々ちゃんに言おうと言ったんですね。それを言ったときに、子どもたちの中で、そういううれしかったことを話せるんだねという話になり、今日の朝も虹が見えているところを、今日の虹きれいだったねって話ができるというふうに喜びながら学校に行きました。小さなことではありますが、子どもたちが喜んで、そして友達と関われる感動というのを今の時期は大事にしていると思います。その後押しを北広島町教育委員会が、また町全体が支えていけるように願いながら、私の質問を結びといたします。
- ○議長(宮本裕之) これで、山形議員の質問を終わります。お諮りします。本日の会議は、この程度にとどめ、明日11日に延会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)
- ○議長(宮本裕之) 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会といたします。なお、明日 の会議は10時から、本日に引き続き一般質問を行います。



## 午後 3時 03分 延 会

~~~~~~ 0 ~~~~~~